

方、手数料等各省にわたる問題もございすので、それはやはり一緒に御審議をいただくようなというよりも、どういうふうに横並びはなっているかということも、やはり便宜に法案を御提出願って御審議をいただくのも一つの方法じゃないかと思うんですが、原則はやはりここで御審議をいただくのがたてまえでございすので、今後は一層注意をまいりたいと考えておるわけでございます。

○鈴木(強)委員 それから、電監局長にちよとお伺いしておきたいのですが、この手数料は最高額を決めておられるわけですね。その範囲内において政令によって決める、こういうことになっておるわけですね。われわれは残念ながらそのことについては全然関知をしておらない。したがって、今度の引き上げによりまして新しくそれぞれの項目に対する手数料が決まると思ひます。それからもう一つは、技術証明機関が設けられまして、その機関が取るであろう手数料については、これもまた恐らく政令で決められることになると思うのであります。その政令は現在準備されておるのかどうか。できれば、私たちはここでその政令の内容を具体的に、これは幾らになるのかというふうに知りたいわけですが、その内容はどうかになっておるのであるまいでしょうか。

○田中(眞)政府委員 お話し申し上げます。

私も今度一括提案しております技術基準証明制度につきましては、たしか一万六千円というところで最高額の限度を法律に決めたいたわけでございますが、いま現在技術基準証明制度に最も適すと申しますか、特殊無線設備ということも考えておりますのは三種類ばかりでございますけれども、それぞれにつきまして、測定設備あるいは測定要員、何日くらいかかるかという、いわゆる人件費と物件費を詳細に検討いたしまして、公益法人がやるものでございすので、原価に見合った額というふうなことで、もう一度繰り返しますけれども、対象とする設備とそれに要する測定経費あるいは日時等を勘案して、きわめて合理的な

形でまた能率を上げてやってまいりたいというふうに考えている次第でございす。

具体的には、それぞれの人件費、物件費等につきましては一応の検討はいたしておりますけれども、実際に希望者が出てまいりまして申請する、そういうときに、実態もあわせ考えながら料金を決めてまいりたいというふうに考えております。

○鈴木(強)委員 本来ですと、法案の審議の際に大体こういうところでききたいという素案でも示していただきたいわけですが、いま局長のおっしゃるのとおりでございすようですから、ひとつ決まり次第委員の皆さんにもお配りいただくようにお願いしておきます。これはいいですね。

それから次にちよとお伺いしておきたいのは、実は岩澤靖氏の件でございすんですが、氏は北海道テレビ放送の社長をなさっておられたわけでございます。その後株の投機に関連しまして、御承知のような事件が起きているわけでございますが、まさか現在岩澤氏が北海道テレビの社長をしておるとは思ひませんが、その点はどうかになっておるか、ちよとお伺いしたい。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。

たしか三月の十九日だったと思ひますけれども社長を辞任いたしました。そして同日か翌日だったかと思ひますけれども、副社長に代表権を与え、三月二十九日この副社長、代表取締役副社長が正規に代表取締役社長になったという報告を聞いております。

○鈴木(強)委員 これはいろんな報道で私も承知するわけですが、その報道によりますと、この岩澤氏の場合、札幌トヨペットとそれから北海道テレビ放送それから金星自動車グループ、この三社の簿外保証によって、西華産業の株を買ひ占めるための資金五百億円をつくった、こういうふうな言われているわけですね。それでH T Bの負債額は約四十億と言われているわけですね。が、こういう負債を抱えたテレビ会社が今後どうなっていくのか、われわれとしては非常に心配になるわけでございます。少なくとも電波法、放送

法によって免許をされ、法に基づいてやっているこの民間放送でございすので、少なくとも免許した当時の条件を欠くようなことがあるとするならば、これは問題だと思ひます。まあいろんなことに私は余りここで触れたいわけではないんですが、触れたいというか触れる必要はないと思ひますが、問題はわれわれが関係しておりますテレビ放送会社の分について、電監局としては、いま私ちよと申し上げましたようなことも伝えられておりますが、実情はどういうふうになっておるのか把握をされておるのでしょうか。

電波法上その他、なかなか立入検査とかあるいは書類を出せとかいうようなことが法制上できないようになっておるものですか、非常にやりにくいと思ひますが、やっぱりこれはちよと法制上の整備も必要ではないかと私考えたわけですが、これも、その点を含めまして、局長から経過がどうなっているか説明していただきたいと思ひます。

○田中(眞)政府委員 北海道テレビが紙上いろいろ報ぜられておるようなことになっておるわけですが、私どもとしても、非常に公共性の高い放送事業ということからもきわめて遺憾であり、また関心も持っておるわけでございます。それで、今後の北海道テレビがどう対策していくのかということについてでございますけれども、同社の責任者を呼びましたところ、いろいろ現在のところ会社としての債権債務の状況というふうなものを把握しながら現在真剣に検討しておる中で、いましばらく時間が欲しい、十分な対策を持つてくる用意があるというふうなことでございすので、そうした対策が固まるまでは若干時間がかかる、たとえば今年の六月ぐらいまでというふうな聴取も受けておるわけでございます。そのうした報告を郵政省としましては受けまして、まあ当面会社側の検討状況というものを十分見守つて、その持つてくる対策なり結果に基づいて適切に対処をまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

なお付言いたしますと、放送局の免許の取り消しというふうなことになりますと、電波法ではかなり限定されております。たとえば申し上げますと、まあ外国銀行からの融資というふうな話がございますけれども、そうしたことで、もし——そういう事実はないというふうにいままでのところ把握しておりますけれども、外国人が株を仮に二〇%以上持っている、そういうような形になっておるということになりますと、第五条に抵触いたしまして、これは取り消さざるを得ないということになります。

それから七十六条の二項だったかと思ひますけれども、それによりまして、たとえば現在のところ北海道テレビはちゃんとした番組を従来どおり継続しておるということでございすけれども、もしも六カ月以上休止するということになりますと、これも電波法上取り消さざるを得ないということになっておるわけでございます。

ただ、もうちよと付言いたしますと、放送会社が仮に会社更生法の適用を受けたということになりますと、これは残念ながら電波法の取り消し事由にはなっていないというふうなことで、直ちに放送局の免許を取り消すというふうなことはならないわけでございますけれども、いづれにいたしましても、放送というものは非常に高い公共性があり、社会的責任というものがあつたわけでございます。郵政省としましてはそういうような事態が起らないようにしかるべく指導をまいりたい、こういう所存でございす。

○鈴木(強)委員 大体わかりました。

事はいま局長のおっしゃったように公共的な性格の非常に強い放送事業でございすから、いささかなりとも免許の当時の条件をダウンさせないようになんて堅持しているという状態を続けてもらわなければこれは困るわけですから、もう少しきつい経営の監視をしていただくと同時に、あるいは何かテレビ朝日がてこ入れをするというふうなお話も新聞等にちよと出ておりますが、いづれにしても自主再建の計画というふうなものは

○鈴木(強)委員 わかりました。

大臣、この際、従来政府の方針として、新聞、テレビ、ラジオ、このマスコミの独占三社がさらに複数のテレビ、ラジオというものは独占しない、要するにマスコミの集中排除という基本方針があったわけですが、その点は現在も変わ

○鈴木強）委員 全体とすれば百三十四億円、テレビが三十九億八千八百万円、それからラジオが三億九千三百万円、約四十億以上の予算を使って広報活動なされるのでありますが、その活動の成果と申しますか、テレビ、ラジオを使って広報活

この問題は、何回か当委員会においても取り上げられておることでございますので、その経過について私は省略いたしますが、特に私ども非常においでいただきました。

今回の判決に至りましたまでの経緯につきましては先生御承知のとおりと存じますが、簡単に申し上げますと、有線音楽放送線の道路不法占用問題に対しては、昭和四十七年から四十八年にかけて一応正常化のための手続等を定め、こ

れを各道路管理者に通達いたしますとともに、郵政省とも正常化の申し合わせを行ひまして、これに基づきまして有線音楽放送協会に対して強力な指導を行ひました。その結果、当時は一時的に正常化の傾向をたどったわけですが、残念ながら昭和五十一、二年ごろから再び不法占用の状況が多発いたしましたために、私どもは昭和五十二年三月に業界団体に対して、文書により団体内の業者に對して強力に指導するよう要請いたしました。またそれと同時に、不法占用をいたしております業者に対して、各道路管理者から口頭あるいは文書によりまして再三警告を行つたのでございますが、なかなか改善の結果を得られなかつた。そのため、特に悪質と見られました、先ほど申し述べました事案につきまして、株式会社ゆうせんに對して、道路法七十一條に基づく撤去命令をいたしました。これもまた、同社は全く無視いたしましたために、道路法三十二條違反及びやはり道路法七十一條違反で告発したものでござい

ます。告発につきましては、昭和五十二年十二月十五日に警視庁に對しまして、それから同年十二月十七日に千葉県警に對してそれぞれ行ひました。この結果、それぞれの事案につきまして、五十五年三月十九日及び同年六月二十八日に起訴されました。両事案は、その後、東京地裁で併合審理され、本年四月九日、株式会社ゆうせんに對しまして罰金二十万円、辻俊二に對して罰金二十四万円という罰金刑の判決が言い渡されたという次第でござ

います。○鈴木(強)委員 建設省としても、関東エリアだけでなくて、恐らく全国的にこういつた事件が後を絶たないのではないかと懸念をいたしております。大阪とか名古屋とか、あるいは特に都市部です、有線音楽放送というようなのが多いという形であつておるわけでございますので、そういう中からこの一つの問題を提起されてこま

めて持ってこられたことは本当によかつたと思つてお

ります。

そこで、建設省と郵政省とも常時連絡をとつてこれらの問題については配慮されていゝと思うのですが、電監局長、いま現在、要するにもぐりと

言われる有線放送会社を営んでいるもののはどのぐら

りあるものでございませうかね。その実態の把握をされておりましたら、ちよつとお知らせいた

したいのです。○田中(眞)政府委員 把握をしておるわけではござい

ますけれども、音楽放送業務あるいは業界に關し

まして、有線ラジオ放送業務の運用の規正に關する法律、これは電波監理局の所管でござい

ます。それからもう一面ございまして、その設備の設置に關しまして、あるいはその技術基準、いわゆる

他人の通信に妨害を与えないとか、身体、人命とか

かこういう角度からの技術基準というものに關しまして、廣くその他の有線電氣通信設備全部を含

という面もあるわけでございます。有線音楽放送

の位置づけ、内容は公共性があるわけではござい

ますが、果たしてそれが政策的に地域独占なのかどうか、全般としてお考えになつておるわけ

でございますけれども、そういう面でも独占の状態になりまして、これに對して後発の方が無秩序な

状態が現出してくる、そして両者間に争いが起る、こういうことではないかというふうにとらえて

ますでしょうか。

○鈴木(強)委員 建設省、そして郵政省政策局長と電監局長から承りまして、わかりました。

それで大臣、これは政策局長のおっしゃったような面も法制上一つあると思うのですよ、これは届け出制でございまして、許可制になっていない。したがって、一柱一条ということになりますと、東京電力がとっているということになりますと、後からのものはかけられないということになるわけですね。ですから、一般の無線局の場合ですとこれは当然許可を得てやることになるわけですが、これも、有線放送でございまして、その点が非常に規制がむずかしいと思うのですけれども、それらの点はいま言った三者、通産を含めまして十分に協議をした上で、どうあるべきかという姿をもう一度考えてみる必要があると思うのですよ。

しかし、現在の法制下において無届けでやってみたりするような、そういう悪質な業者に対しては徹底的に取り締まらなければいかぬですよ。なかなか建設省がよくやると私は思うのです。東電でもあるいは電電公社でも告発して、一柱一条という線に違反をしておるなら争いもできると思うのですけれども、法廷でやりましても費用はかかる、時間はかかる、そんなことなかにかやり切れないわけですから、結局そういう盲点といえますか、それをうまく利用して夜陰に乗じて線路を引っ張っていく、そういう悪質な業者が出てくるわけですよ。そしてお互いに争い合っているわけですから、そういう人たちもお互いにもう少し理解し合うという立場に立つて、今後の有線ラジオ放送のあり方をどうするかということとを真剣にその人たちにも考えていただくと同時に、政府としてももう少しすっきりした形にして、この音楽有線放送独占というような、政策局長が言ったように、そういうことになるか、いいのかわいのか、これもやはり問題があると思うのです。その辺も含めて法制上の検討もしていただくように特にこの際お願いしておきたいと思っておりますが、御所見を一言伺いたいと思っております。

○山内国務大臣 従来いろいろ問題がございましたが有線放送の電柱使用の問題、建設省の方では道路占用ということで明確に相なっているわけですが、郵政省の方でもまだ徹底してないという御指摘でございまして、私ももったと思うわけでございまして、したがって、建設省の方とも相談もしないといけませんし、また、有線放送の会社ともよく協議を重ねながら十分な対策を講じまして、一般の方に迷惑のかららないようにやってまいりたいと考えております。

○鈴木(強)委員 わかりました。建設省の方は結構です。ありがとうございます。

それから、きょうは警察庁からおいでいただいているのですが、次に不法電波取り締まりについてお尋ねをしたいのでございまして、時間が余りありませんので……

従来不法電波の取り締まりにつきましては、郵政省はもちろん監視員もございまして、不法電波の監視については万全の対策をとっていただいていると思えますが、かつて電波ジャックというような事件も起きてまして、一層監視体制を強化するようにという意見もこの委員会でも出ておるわけでございます。現在約二万九千三百三十二件の捕

捉をしておるようでございまして、御苦勞はわかります。そのうち措置をしたものが三千七十七件ございまして、そのうち行政指導による措置が二千六百五十件、それから運用の事実が確認できて告発をしたものが四百二十七件、こう聞いておるわけですが、したがって、四百二十七件の運用事実を確認して告発をした事件についてはその後どういうふうになってしまっているのか。

それから警察の方にお聞きしたいのは、不法電波の取り締まりにつきましては、特に独自の立場におきましても取り締まりをやられておるよう聞いております。したがって、トラックとかダンブカーとか暴走族とかいろいろあるわけでございますけれども、特に私がここでお伺いしたいのは、現在、市民ラジオは合法的に使用できるものは陸上では〇・五ワット以下、それから海上では

〇・一ワット以下、そして使用周波数は二十メガヘルツから二十七メガヘルツで八波が許されているわけですね。これを使っている限りにおいては合法なんです、しかし最近、この委員会でも問題になりましたが、国内で使用が禁止されております輸出用の無線機器、これが相当、百万台とも

言われておるのですが、出回っておりまして、この輸出用の無線機器を使って電波を放射しているのがかなりあるようですね。たとえば四ワットから十ワットというような出力でやられるのです、特に電力の増幅器をつけてやると百ワットぐらいになる大出力のものもあるそうです。したがって、こういう大型の違法無線器を積んだ長距離トラックとかいうようなものについては、直接テレビやFM放送等の受信にかなりの混信を与え、妨害を与えておる。それから、沿岸漁業無線等にも周波数が接近をしております、その方面でも大変迷惑を受けておる、こういうふうなこともありまして、警察の方でもかなり力点を入れてやっています。

特に、ここに私は四月六日の私の郷里の山梨県にございまして山梨日日新聞という新聞の記事を持ってまいりましたのでありますが、山梨県警でも県内の違法無線による検挙というものが数倍にふえておる。しかも、暴走族というものが警察無線をキヤッチして悪用したり、これがいま申し上げたように家庭用のテレビ受像にも障害を与えるというようなケースが大変ふえてきているわけでございます。特に昨年の六月には、皆さん御承知の、富士の近くに山中湖という湖がありますが、そのところ

で県警が暴走族を取り締まっていた最中、このグループと対抗している別のグループが無線で情報をキヤッチして、そして追いつめられたその相手のグループを待ち伏せして襲撃したというような例もあるわけです。それからまた、ダンブカーなんかは「こちら排はたんのお竜。ケンさん、そちらの道路状況はいかが」「××地点でネズミ捕り中、注意してください。ドロー」そういうふうなことをやりまして、せっかくの警察の取

り締まりを逃れていくようなものがあるんです。山梨県は残念ながら死亡事故がワースト・ワン、ツーというところにありまして、県警も大変努力をしようとしておられるけれども、そういうふうなわけで、警察の方でも足りない人数の中での違法無線の問題については努力をさせていただいていると思うのですが、大体郵政省と相協力をしてやっていただいていると思っておりますが、特に警察が独自でおやりになっているような状況はどうなのかということもひとつこの際知らしていただきたい、こう思っています、両方からひとつお答えをいただきます。

○田中(眞)政府委員 まず最初に、告発した四百二十七件、結果はどうなっているかということでございますけれども、四百二十七件と申しますのは実は五十四年度のものでございまして、ここにありますのは、五十二年度から五十四年度の三年間にかけて実は八百三十六名告発しております。その内訳でございまして、懲役刑の者が四名、罰金刑の者が六百八十六名、不起訴あるいは審判不開始となった者が百四十六名ということで、ほとんどが略式命令により執行されておること、でございます。なお、懲役刑の者につきましては全部執行猶予がついております。以上でございます。

○鈴木(強)委員 その懲役の最高刑は幾らになっておりますか。

○田中(眞)政府委員 ちょっといま確認いたしておりませんが、また後ほど調べましてお知らせいたします。

○内田説明員 お答えいたします。この電波法違反の關係につきましては、高出力の市民ラジオが出回り始めてから年々急増しておるわけでございます、たとえば昭和五十四年には千二百十件の検挙をいたしておりますが、それが昭和五十五年には千七百二十八件と一年間で四三％もふえている、そういう状況になっております。警察といたしましても、電波監理局と緊密な連

絡をとりましてこの取り締まりに当たっておるわけでございますけれども、事柄の性質上、電波監理局の方で探知をいたしまして警察に告発があったその事件、それからさらに、それとお互いに交信をしているグループということも広がっていくというところで検挙が進んでいくケースと、それから暴走族だとかそういうものにつきましては、たとえば交通の取り締まりというふうな過程を通じて現実には警察が現認をしてそれから捜査へ入っていく、こういう大きく言って二つのケースがあるわけでございます。

それで、警察で独自のケースといたしましては、ごく最近ではことしの二月に、これはダンプカーの運転手でございますけれども、これが相互に不法無線局を開設して連絡していたということ、それが警察のパトカーの無線と非常に混信をするというふうなことから、この発信源を探査いたしまして、関係者五名を検挙しているというケースが東京でございます。

それから先ほど先生お話のありました五十五年六月、山梨県下での暴走族が警察の取り締まりを探知いたしまして、お互いに連絡をとって娯楽場所を変えた。そこで二つのグループが衝突をしたということから、電波法違反だけじゃなしに、暴力行為だとかあるいは傷害というものをあわせて検挙されたという事案もございます。

ちなみに、山梨県警の検挙の数字を見ましても、五十四年度の十二件が五十五年には二十二件とほぼ倍近い数字になっているというのが現状でございます。

さらに、最近先生もお話のありましたように、一般のテレビや何かに混信を来すとか、そういうような一般の人々にも大変迷惑を及ぼすというふうなケースも多くなっております、われわれの方といたしまして、この問題は今後とも真剣に取り組んでまいりたいと思っております。

○鈴木(強)委員 大変御苦労いただいておりますが、やはりこれは一面におきましては法律の不備その他もあると思います。したがって、そういう

点を含めましてさらに十分な取り締まりをしていただきたいと思います。

御承知のように、現行電波法第百十条ですと、違法の無線機を運用したものは一年以下の懲役または五万円以下の罰金というふうに制定されておりますが、大臣の免許がないのに無線局を開設した者に対するいわゆる罰則規定といえますか、運用の場面をつかまないと罰則でないというふうなことで、そういう盲点が一つあったと思うんですね。したがって、今回それらの問題に対して整備されておりますし、罰金も何か二十万円に引き上げられたようなので、私は罰金を引き上げることでだけでも取り締まりができると思っております。したがって、やはりその趣旨をよく周知して理解をしていただくということも一面にはやりながら、いまだ苦勞された悪質のものに対する取り締まりの不備等については、この法律の改正によって今度はばしばしやれるわけですから、できるだけその現場を押さえていかなければならなかったというふうなことから一歩進んでいるわけですから、その点はぜひこれから大いにやっていたいただきたい。いままでは、アンテナが立っておって確かにそこから発信しているということがわかって、実際にそこから発信しているところをとらえなければ処罰できなかったわけですから、そういう点が今度整備されるわけですから、私は、そういう点ではこの改正案は非常に実情に合った改正だと思つて賛意を表しておるわけでございます。

ですから、これをひとつ大いに活用しまして、警察庁も郵政も一体になって徹底的な取り締まりをやっていたら、そういう違法電波が今後絶対に出来ないようにしていただきたい、こう思います。大臣からちょっとお答えをいただきたい。○山内国務大臣 従来は郵政大臣が免許しなければ無線局は開設できない、こういう点は明確に相なっていたわけでございますけれども、その免許を受けないで開設している無線局が実際に運用といたしますか活動しているときじゃないとつかまえる

ことができなかったということで、郵政省としても懸命にそれをつかまえるべく努力をしまして、つたのでございますけれども、今度はトラックのように無線機が移動しているものがたくさんできてきたのです。どこか一定の個所に置いてあればまだつかまやすいのでございますけれども、そういう点を特に注意して今回の改正をしたのでございまして、今度は無断の免許のない無線局があればすぐこれをつかまえることができるという点で、こういう点を十分改正をしていただければ、取り締まりを厳重にやってみよう、こういうふうに考えております。

○鈴木(強)委員 時間がありませんので、最後に、大規模地震対策特別措置法というのができまして、国土庁が中心になりまして中央防災無線整備計画というのが立てられておると思つて、途中で、警察庁の方、ありがとうございまして、もう結構です。

その進捗状況はどうなつておるのか、実はきょうお聞きしたかったのですが、これは郵政省の方でわかっていると思つて、後ほど資料で出していただくことにしまして、特にここで伺つておきたいのは、地方自治体の防災行政の整備状況というのがどうなつておるか。これもちょっと時間がなくて資料で結構です。

特に私がここで伺いたいのは、大規模地震対策特別措置法によりまして指定を受けております山梨県とか静岡県とか神奈川県とか、そういう指定を受けておる県、市町村の防災無線の設置状況はどういうふうになつておるか。これはいま着々といろいろな対策を立てておりますが、特に非常の場合に通信というものが非常に重要視されるわけでありまして、その点の状況がどうなつておるか伺いたいと思つております。私の選挙区なども大分各市町村がやつておるようでございますけれども、その点もどんなふうになつておるか。たとえばの例でわかつておたらひとつ知らしてもらいたいと思つて、関係の指定された県、市町村の防災無線設置状況はどうか、これをひとつお知らせ

いただきたい。○田中(眞)政府委員 国土庁の方、あるいは県でやる分、あるいは地方市町村でやる分、皆詳細なデータができておりますのですぐにもお出しできると思つております。

まず山梨県の防災行政無線でございますけれども、五十四年度から一部運用を開始しております、その後計画的に整備が進んでおります。それから五十六年度で全面運用の予定ということでございます。

それで、山梨県としての最終計画分でございますが、これは東八代支部及び東山梨支部に開設する固定局と二十五局の申請が出ております。近日中に予備免許を付与する形で事務処理を進めております。

次に、山梨県の市町村防災無線でございますけれども、市町村防災行政無線というのは五十三年度から創設したものでございますけれども、波もふやまして、地元の末端まで災害のときに市町村役場等と連絡がとれるようにという思想のものでございますが、山梨県で防災行政無線局または地方行政無線局、これは市町村段階のものでございまして、まだやっていない市町村が、塩山市、都留市あるいは西桂町等二十六市町村というところになっております。この二十六市町村のうち五十六年度中に設置を計画している町村は十町村で、西桂町、石和町、境川村、玉穂村等十町村というふうなことになるので、かなりの分が今年度中に解決するというふうな私ども把握しております。

○鈴木(強)委員 どうもありがとうございまして。静岡県等、指定地域に指定されております県、市町村の設置状況も、資料で結構ですから後ほど出していただきたいと思います。

それではこれで終わります。どうもありがとうございました。

○佐藤委員長 鈴木強君の質疑は終わりました。阿部末喜男君。

○阿部(未)委員 私は、実は一昨日、アメリカの原子力潜水艦の当て逃げ事件で鹿児島県の方に党の方から調査に行っていました。この調査を通じて改めて無線通信の重要性というものを認識をさせられました。

事故のあった日昇丸から発信をした海難救助のSOSの信号電波が、正確に発信をされ海上保安部あるいは付近航行中の船舶に受信をされているならば、いま行方不明になっておられる二方の救助はできておったであろうと思われるし、また救助をされた十三名の人も、冷たい海水の中で不安におののきながら一昼夜を過ごすような苦しみをせぬで済んだと思われたのでございます。

そこで、まず私は、海上保安庁の方から事故の模様を簡単に説明してもらいたいと思います。

○豊福説明員 お答えいたします。

日昇丸は、四月九日に鹿児島県の下甕島の南方を航行しておりましたのですけれども、午前十時三十分ごろ船底に異常な衝撃を受けて、それから約十五分後に沈没をしたということになっております。

○阿部(未)委員 その後の模様を——海上保安庁の方で事情聴取をされておるようでございますから、その後どうなったか、簡単にひとつあわせて……。

○豊福説明員 事故が発生してから、機関長は機関室を見に行きまして、機関室に海水が相当流入をしているということがわかりまして、それから船長に報告をしているわけですが、船長は、その状態でこの船は沈没をする危険性が多分にあるということで、総員に退船を命じております。

日昇丸には救命いかだが二つありまして、これをおろしまして、片方のいかだに八名と、もう一つのいかだに五名乗りまして、乗組員は十五名でありましたけれども、そのうちの十三名がいかだに乗って漂流しておった。二名が行方不明であるというところは、その救命いかだがしばらく浮遊している間は別々のところに流れておりましたので

わからなかったのですけれども、その後二つのいかだがまたま一緒になった時点で、お互いに相手の船にも二名乗っておると思っておったのがいなかっただけということが確認された。そのまゝ浮遊を続けたのでありますけれども、翌日の午前五時前後に海上自衛艦によって救出をされたというのが大体の事情でございます。

○阿部(未)委員 特に事情聴取された中で、日昇丸の通信長熊谷さんという方の陳述があったと思うのですが、これはどうなっておりますか。

○豊福説明員 通信長の陳述でありますけれども、通信長は、事故が発生すると同時に照明が、船内電源が切れてしまったということがありまして、直ちに予備電源を入れました予備送信機をスタンバイの状態にしておいた。それによっていつでも遭難信号が出せる状態にしておいて船長の指示を持っておったわけですから、そうしたら、衝突から約五分くらいして船長が通信室に参りまして、SOSの遭難信号の発信の命令を下しました。それで通信長はその場でSOSを発信したのでありますけれども、船の傾きが非常に激しくて、SOSを全部打電しないまま、船長が早く逃げなさいということをやられまして、実際に遭難信号としてはSOSを三回とそれからDEという記号、それから呼び出し符号でありますJMTIというのを三回打ちまして、その次に位置、北緯何度何分というのを打つつもりで、位置「ホ」まで打ちまして、そのまゝ、それから船長の命令によって救命胴衣をつけて退船したということになっております。

○阿部(未)委員 そこです、SOSの信号が、仮に位置は確認できないまでも、三回にわたって発信されておる。この人のお話によりますと、五百キロヘルツですか、これは万国共通のはずでございますから、これが三回にわたって発信されておるならば、正常の状態ならばどこかの海上保安部なり付近を航行中の船舶が傍受することになると思うのですけれども、これをどこかで受けた形跡はございませんか。

○豊福説明員 もしこのとき正常に電波が出ておったとしますと、海上保安庁の海岸局の鹿児島とそれから佐世保、この付近は一応受信できる範囲内にあります。それから空中の状態にもよるわけですが、北九州にありますが当分の海岸局も一応受信できるのではないかと考えられます。それから、そのほかに日本電信電話公社の海岸局も鹿児島にございます。これらのいずれの局においてもSOSの信号を受信しなかったということになっております。

○阿部(未)委員 この熊谷さんという通信士はどういう資格の方でございましょうか。

○豊福説明員 船舶の二級通信士の資格を持っております。

○阿部(未)委員 外国航路の船舶の場合、これは二級でいいのですか、一級ですか。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。二級でよろしいわけでございます。

○阿部(未)委員 それでは、この人は二級の免許を持つ通信士であつて、御本人はSOSを発信した、こうおっしゃっておる。だれもそれを受信したものは、これが現実です。したがって救助ができなかったのだと思えますけれども、さて、その電波の状況として、発信をしたが受信ができなかったという原因は一体どういうことが考えられますか。

○田中(眞)政府委員 いろいろ原因は考えられると思えますけれども、五百KCを入れるわけですから、火が入って十分な電力で出るまでは多少時間がかかるかもしれないというようなことがあろうかと思えます。それから、デリンジャーなどという伝播異常でも起こつておればぐあいの悪いことがあろうかと思えます。それから、かなり短時間であるといいたしますと、いま海上保安庁の方からお話を伺いますと、場所までは言えなかったというように不幸にして確認——通常ならば届く海岸局も五、六カ所はある、しかも世界的に共通と申しますか、最も普及しております五百キロヘルツでございます。こういうものが発信さ

れますと、もしSOSよりも程度の低い通信をはかの局がしておりますならば直ちにやめなければいかぬというようなこともあるわけですが、SOSクラスよりも低い安全通信程度のクラス通信があるいは不幸にして行われていたかもしれない、そういうようなことでございまして。

なお、この日昇丸の船舶局の無線設備につきましては、五十四年の六月二十九日に定期変更検査をやっております。また五十五年三月十一日に別の内容の変更検査をやっております。最終的にこの船の定期検査は五十五年六月三日、中国電波監理局管内の尾道で検査をいたしております。

なお、この船舶でございまして、非常にたくさん無線設備を十分に持っておりますというふうな中波帯、中波帯は五百キロヘルツが出る無線設備でございまして、それから中短波帯は二千九十一キロヘルツ、短波帯、それぞれの無線電信装置、さらにこの船は国際VHFの無線電話装置というものも持っております。この十六チャンネルは国際の救難周波数でございまして、百五十六・八メガ、こういう波も持っております。それから補助設備といたしまして、中波帯の無線電信装置、これは五百キロヘルツ出るわけでございます。

また、特殊な設備といたしまして緊急自動電鍵装置それから緊急自動受信機、救命艇用携帯無線電信、この無線機は五百キロヘルツ及び二千八百二十キロヘルツの遭難用の周波数を出せるようになっております。それからリーダーあるいは無線方位測定機、ローン受信機、ファクシミリ受信機等を装置しておることがわかっておりまして、先ほど申しました検査の際にはいずれも合格しているというものが私どもの検査データに残っておりますのでございます。

ただ、伺いますと、救命艇用無線電信につきましては持ち出す時間がなかったというようなことも聞いておるわけでございます。それぞれの周波数帯で多少通達距離は違いますが、それぞれ受けるけれども、ぐあいがよければ五、六カ所では受けられ

たはずだというようなことで、私ども非常に残念に思っております。

○阿部(未)委員 私も残念に思っておりますが、特にどういことが想定されるか。海上保安庁の保安部の方では、アンテナが裸線だったから、これが衝突したときに切れて金網が何かに短絡しておたために電波が出なかったのではないかと、そのような原因についての想定もあるわけですが、その辺はどうお考えになりますか。

○田中(眞)政府委員 その後調べたところ、アンテナがどうい状態になったのか、データは私聞いておりませんが、不幸にして衝突の瞬間にアンテナが切れるというようないことがあれば、残念ながらこれは届かない、非常に近くといえますか、ほとんど電波は届かないということになるかと思ひます。

○阿部(未)委員 そこで、検査をした結果通信機は大体正常であった、たぐさんの通信設備を備えておた。ただ、この船はそのほかに救命用のいかだやボートをたくさん持っておたのですけれども、役に立たぬものを持っておたのが明らかにしておるわけですね。それで、通信機も持つのは持つておたが機能しなかったのではないかと、このことを実は私は心配しておるのですけれども、完全にこの通信機が機能しておたということとを立証するためには――四月八日の夜神戸を出てから事故に遭うまでの間にどこかの基地なり海上保安部と交信をした形跡が残っておりますか。

○豊福説明員 日昇丸が最後に交信をした記録でございますけれども、私どもで調査いたしました結果、四月九日の午前九時四十七分、事故発生約一時間足らず前でありまして、日本電信電話公社の長崎の海岸局と連絡をとっておたということがわかっております。

○阿部(未)委員 いまの九日の九時四十七分というのは日本時間ですか。日昇丸が使用しておた中国時間ですか。

○豊福説明員 これは長崎の海岸局の記録でありますから日本時間だろうと思ひます。

○阿部(未)委員 あれは日本時間だと大体十時三十分、中国時間だと大体十時、そういうことになるわけですね。

○豊福説明員 中国時間は日本時間と一時間ずれておりますけれども、このときは船内の時計を三十分進ませたということになっておりますからそういうことです。

○阿部(未)委員 わかりました。大体一時間時差があるわけですが、船によつては三十分ずつの調整を行う。たまたま日昇丸は三十分の調整を行つておたから中国時間では十時、日本時間では十時三十分。そうすると大体一時間にはならないですね。ごく近い時間に交信をした形跡が残つておる。そうなりますと、まず日昇丸の通信機材は検査に落ちたはなかつた、こういうことになるわけでございます。

ただ、私が非常に心配したのは、十六人乗りのいかだが二つもあったのですが、そのいかだが海に入つた途端に二つとも底が抜けてしまつてゐるのです。いかだの底が抜けてしまつたから八人と五人の方々はいかだの縁につかまつておつて、あとは全部海水につかつておたわけですよ。およそ海難を救助する救命いかだが、ゴムボートが底が二隻とも抜けるというようないことは一体海上保安庁はどう考えますか。

○豊福説明員 私は実は担当ではございませんけれども、やはりそういうことがあつてはならないというふうに考えます。

○阿部(未)委員 あつてはならぬのですけれども、たまたま一隻が何かのあれで底が抜けたとかいうのならまだ偶然の事故だと言ひ得るのですけれども、実際に二隻とも救命ボートが完全に底が抜けてしまつてみんなボートの縁につかまつて一昼夜を過ごしておる。これも同じように点検の規定があつて二年に一回何か点検をしているはずなんです。それにもかかわらずこういう状態であつたので、これは所管外ですけれども、所管の方の通信機について非常に心配をしたというのが質問の趣旨でございます。冒頭申し上げましたよう

に、無線通信というものがこういうときに非常に大きい役割りを果たすということについて、私自身も認識を新たにいたしました。ひとつ関係の向きでも機材の検査等について今後十分御注意をお願いしたいと思つております。

同じくこれに関連をいたしまして、実は海上保安庁の方のお調べで明らかになりました、日昇丸が何かにどつと行き当たつて沈没をする瞬間、沈没の直前にアメリカの原子力潜水艦が浮上をしたといふことを見ておるわけですね。けさの読売新聞によりまして、アメリカからの日本への連絡によつて、潜水艦が浮上して見ただけでも日昇丸は安全に航行しておた、こういうふうな連絡が来ておる、そう詳しくアメリカとの話し合いの模様が出ていまして、私が聞きたいのは、潜水艦といふのは、通信をするときには浮上しなければ、いわゆるアンテナを出さなければ通信ができないのか、海の底からでも通信ができるのか、これを聞きたいのです。これは電波専門でしょう。

○田中(眞)政府委員 まず受信でございますけれども、潜水艦がある程度の深度までならば長波と申しますか、そういうもので大電力で送つておりますと受信できるように聞いております。これはやはり深度によるんではないかというふうに思われます。

それから海の中を電波がどう伝わるかということですが、音波というものはある程度伝わるように聞いておりますけれども、これでは十分な通信はできないだろうというふうに思ひます。完全に浮上しなくても、何かの都合で上には顔を出したくないというふうなときに、アンテナだけを出す必要があるかと思ひますけれども、それとその他の使用形態であろうかと思ひます。かなり水面に近いところまで出てどこまで通達させるかという意図にもよるかと思ひますけれども、非常に不分明な言い方ですが、これはアンテナの水面からの出しぐあいにより左右されるだろう、けれども危険な状態のときには近い友艦とかに連絡する分には見えてなくても多少やれる余

地があるだろう、それは周波数帯によるだろう、こういうふうな考えです。ただ、実験的知識は持つておりませんので何とも申しかねますけれども、大体そういうものじゃないかと思ひます。やはりちよこつとでもアンテナを外へ出そうとするんじゃないかと思ひます。

○阿部(未)委員 私どもの調査あるいはけさの読売新聞でアメリカと日本政府とのいろいろな話し合いといひますか、やりとりを見てみますと、潜水艦が浮上して日昇丸を確認して航行に支障はない、安全であるといふことを認めてまた水中にもぐつた、こうなつてゐる。もう一つ大事なことは、さらに飛行機に日昇丸の事故を見守るよう指示をした、こうなつてゐる。潜水艦と飛行機の交信といふのはどういふことになりますか。やはり海の底からできますか。

○田中(眞)政府委員 何らかの関係でヘリコプター等が潜水艦の沈んでおるすぐ海上といひますか、上空におる場合でもやはりアンテナを出す必要があるだろうという気がいたします。多少は見える程度に沈んでおつて出す場合でも、やはり長波何かを使わないと、VHFやそういうところではちよつと無理じゃないかというふうな考えますけれども、その辺のことにつきましては勉強したいと思ひますが、ちよつと何とも申し上げかねます。

○阿部(未)委員 電波の神様だからかなり詳しいと思つたのですが……。

それで、けさの新聞もそうですが、乗組員が見たときも、沈没後ボートに移つておるときに上空に飛来したアメリカの飛行機はいわゆるP3C、対潜哨戒機だったと言われておりますし、アメリカもそうであつたと発表しておるのですが、これはどのくらいの能力のある通信機を積んでおるものでございませうか。日本が買ったわけでしょう、P3Cといふのを。その電波のことについて御承知ではありませうか。

○田中(眞)政府委員 P3C自体についての知識はございませけれども、対潜哨戒機が何かでこ

ざいまいしょうか。ただ、最近の軍用の飛行機等に
つきましては、まるで通信機材そのものの、電子装
置そのものという感じがいたしますので、あ
らゆるものを持つておるといふふうに想定してよ
ろしいのではないかと思います。

○阿部(未)委員 あらゆるものと言っても、ばく
もわからないけれども、あらゆるものというのは
あらゆるもので、どうも見当が付きませんが、私
が聞きたかったのは、そのP3Cは、三沢の基地
から鹿児島県の甑島の沖まで飛んでいるわけです
ね。その通信が三沢基地に届いたものか、もっと
近くにおって届いたものか、それを聞きたかった
わけですよ。三沢基地まで一挙に潜水艦から電波
が飛ぶかどうか、そういう可能性があるかどうか
か、そこを聞きたかったわけですよ。

○田中(眞)政府委員 鹿児島海域にいる潜水艦か
ら三沢基地まで通信ができるかということござ
いますか。——できると思っています。

○阿部(未)委員 通信は可能じゃないかと私も思
ったのですけれども、とにかくその飛行機は、ア
メリカの発表によつて三沢基地のP3Cが現地に
行つておる、これはけさの新聞で明確になつてお
るわけですから、いずれにしても、私は、
この事件を調査させてもらつてしみじみ感じたの
は、日昇丸は沈没するときに、アメリカの潜水艦
が浮上して、これはアメリカも言つておるよう
に、日昇丸を確認して、日昇丸は安全であるとい
うことを日本に報告しておるわけですが、その
ときは実は日昇丸は、しりを高く上げて沈みつ
つあつたわけですよ。その後飛行機が二回来ておるわ
けですね。アメリカの飛行機が二回来て、最初に
P3Cが来たときには信号灯を上げたんです。し
かし、これは真上に上がらなかつたという。波が
打つておつて、ボートから打つたものですか、斜
めに行つたので、信号灯が見えたかどうかはわか
らないが、飛行機と黄色いゴムボート二つなぎ
合せてたところの空間の距離は非常に近いもので
あつて、乗つておる人の姿が大体見える程度であ
つたから、ボートが見えないはずはない、こう言

うのですが、飛行機もそういう漂流しておる遭難
した者を見受けなかつたというのが、アメリカか
ら日本側に届いておる報告なんです。そして、こ
れまた潜水艦がもう一遍望遠鏡だけを上げた、こ
れも見たというふうに乗組員の方々は言つておる
のですけれども、乗組員の方々の心情は、潜水艦
がわざわざ浮かび上がつて遭難現場を確認してこ
れた、しかし、潜水艦で救助されるということ
それは無理だろうと思つたけれども、飛行機がす
ぐ飛んできた、だからこの飛行機が連絡をとつ
てくれれば、日本の海上保安部の出先からならば船
で四時間なら完全に到着する地点であつたし、飛
行機ならば一時間ぐらゐで来てもらえるところだ
から、必ず救援に来てくれるということをかたく
信じてゴムボートにすがりついておつた。ところが
が夕方になつても迎えに來ないし、とうとう明る
る朝まで迎えに來てくれなかつた。明るる朝、こ
れは故意か偶然か、たまたまそこを日本の護衛艦
が航海をしてそれを見つけてくれた、こういうこ
とになつておるのですけれども、私は、乗組員の
十三人の方々がボートにすがりながら、アメリカ
の飛行機必ず助けてくれるのだと信じ込んでお
つたのに、全然救援に來てくれなかつたそのこと
が非常に残念だということを聞きまして、私も非
常に、率直に言つて憤りを感じたわけございま
すが、これはきょうの議題と直接関係はございま
せん。

そこで、次に法案について二、三点お伺いしま
すが、先ほど同僚議員からお話がありましたけ
れども、この法律案の關係資料、いわゆる白表紙
と呼ばれるこの關係資料の七十四ページ「手数料
の徴収」第百三条、これについてお伺いしたいの
でありますけれども、この「手数料の徴収」の中
で一部改正を行つて、そして次の表の四の二を設
けて「技術基準適合証明(指定証明機関が行うも
のを除く)」を申請する者」下の欄の金額「一万
六千円」こういうふうに書かれておりますが、話
に聞くとところによると、この次の表の手数料につ

いては、他の手数料も今次その上限額が改正をさ
れるやに聞いておりますが、どうなつております
か。

○田中(眞)政府委員 電波法の百三条のいろいろ
な電波關係の申請手数料あるいは免許手数料等、
上限の額を決めるということでございますが、電
波關係手数料につきましては、いわゆる一括法案
というふうな形で他の各種の、政府が關係して
おります手数料の改正と同様に実費主義というよ
うな原則によりまして、その手数料の額を行政コ
ストに見合つた適正なものに改めようということ
でございまして、いわゆる一括法案で大蔵委員會の
方で審議されておるところでございます。

○阿部(未)委員 それは何か政府機關關係手数料
法とかいふものをつくるわけでございますか。

○田中(眞)政府委員 各種手数料等の改定に關す
る法律というところで、既定のものにつきまして
は、電波關係の手数料につきましても、この法律
によりまして上限額を引き上げるといふ形で提
案、御審議いただいておりますところと理解して
おります。

○阿部(未)委員 その内容は、電波法の一部が
変わるのではなくて、新しい法律ができるもので
ございませうか。電波法の一部が変わるもので
ございませうか。

○田中(眞)政府委員 電波法の百三条關係が改正
になるわけでございます。

○阿部(未)委員 そうなるはずでございます。そ
れならば、電波法の一部を改正する法律案がこ
にちゃんと提案をされておるのに、なぜ同じ電波
法の一部改正を分けて別々に提案をしなければ
ならなかつたのか、その理由を聞かしてもらいた
いのです。

○田中(眞)政府委員 先ほども申し上げた点での御
質疑があつたように記憶いたしますけれども、先
ほどちよつと申しましたけれども、各種手数料
の改正につきましては、実費主義の原則に従いま
して、その手数料の額を行政コストに適正なもの
に改めよう、そして五十六年度の歳入見積もりは

電波關係手数料を初め多数の法律にわたります各
種手数料の改正を前提として認められていたとい
うこと等から、電波法關係手数料の上限額の改正
部分につきましては、同様の趣旨に基づく他の各
種手数料の改正と一括して統一した国会審議を
願ひすることが適當であると考えられたので、こ
れを先ほど申しました一括法案というふうなもの
に含めて御審議願ひすることにしたものでござい
ますけれども、また今度の、いま先生が条文で御指
摘になりましたように、ただいまこの場で御審議
いただいております電波法の一部改正法案におい
ても提案しているわけでございますけれども、この
手数料に關係する改正事項は、新たな制度と申し
ますか、技術基準適合証明制度というものの導
入に伴います新規手数料の創設とも言うべきもので
ございまして、既存の手数料の上限額を單純に引
き上げると申しますか、横並びの關係で改正する
ものとは趣旨を異にするといふふうにも考えられ
るわけで、この部分については新しい制度を創設
する法律案と申しますか、ただいま御審議いた
だいております法律案に含めたということございま
す。

○阿部(未)委員 牽強付会という言葉があります
が、無理にこじつけようとするからそういう無理
なことをおっしゃらなければならなくなるのでござ
いまして、大体新しく設けるのは制度であつ
て、金額は上限を決めるのですから、金額は同じ
ところで決めなければなりません。

いま実費を償うに足るものとおっしゃいました
が、果たして手数料が実費を償うに足るかどうか
か、これは私は率直に言つて疑問を持っております。
ただ、この証明の「手数料」としては、同種の手
数料と見合ひながら、その規模、それに要する手
数、そういうものを勘案をして横並びでなげな
ければ一万六千円という上限が正しいかどうかと
いう判断はできないと思つたのです。横並びで他
の手数料が、この種の機械の手数料はこうなつて
おる、この種の場合はこうだ、この免許はこうだ、
こうずつと並べてみて大体一万六千円が上限とし

て適当であろうとか、そうでなからうという判断をしなければならぬ。新しく変わる、いま提案をされておる手数料がどうなるのかわれわれ全然わからなくて、ここに一つだけ金額一万六千円を新しい制度として持つてこれらでも、この一万六千円が正しいかどうか、比較するものが何もないのです。ですからこれは、そういうふうなお考えで国の手数料だから一括審議をする方がよろしいというのなら、この法案から一万六千円の金額は切り離して、追いかけていま審議をしておる方で一万六千円が正しいかどうかについて上限を決めてもらう、その方が正しい審査の仕方であって、他に比較をするものがない、比較するものはよそで審査しておるのに、この一万六千円が正しいかどうかとこで言われても、私も正しいかどうか判断のしようがないのです。ですから、新しい制度ですから上の欄は結構ですが、下の欄の金額は別にやってもらったらどうですか。

○田中(眞)政府委員 一万六千円という額をどういう考え方で決めたのかということをごさいますけれども、これはすでに入っております電波関係の各種の手数料とは性質が違ふものでございまして、すでにありますものにつきましても審議というものは横並びということが必要でございすけれども、私も一万六千円というふうにご提案申し上げている趣旨は、全く新しいという制度を導入しまして、予定しております無線設備、それを検査する、という測定設備がかかるか、あるいはどの程度の時間がかかるか、人手がかかるかというふうなことで行政コストというものがございすますが、そうしたものをコストに算定いたしましたので、ただ一つ浮いている形になっておりますけれども、行政コストの算定の方法は同じでございますので、そうした意味でひとりぼっちの形でございますけれども、私もとしてはあえて御提案申し上げたということでございす。

○阿部(未)委員 局長さんのようなお話になりますと、いまはかの手数料とまとめて上限を変えようとしておるのは行政コストではない、これだけ

が行政コストだというふうに聞かせるのですけれども、行政コストと言う限りは、いま上限を変更しようとしておるほかの手数料とやはり同じ内容を持つものになるはずなんです。ほかのものは行政コストではない、他の上限の変更は行政コストではないんだ、これは行政コストで決めるんだから変わらないんだ、こうおっしゃるけれども、それは同じことなんです。率直におっしゃたらどうですか、本来ならばいまの手数料もこっちでやるのが本当だけれども、ここの法案が遅くなりそうだから、国が早く金を取りたいので、五月から何とか金が取れるようにしたいので向こうに持っていくんだ、もうこれからはこういうことはしませんからとなぜおっしゃらないのですか。

○田中(眞)政府委員 実は先ほど大臣がおっしゃいましたかと記憶しておりますけれども、私も電波法をかなり部分にわたります改正を御提案申し上げておるわけでございまして、その中で改正を提案すべきである、同じ条文をなぜ同じ時期に別のところでやるのかというようにございすけれども、大臣が申しましたようなこともございすけれども、たびたびこういう形で御提案でまことに恐縮でございすますが、ひとつ御理解をいただきたいというふうにご存ずる次第でございす。

○阿部(未)委員 大臣、前から私がよくこのことを申し上げておるの、国会の審査権に影響があるわけで、通信委員会で審査するの、同じ電波法の改正が一部はほかの委員会にかかるような仕組みになる、そうしてここにもまた電波法の改正が出てくる、こういうことを繰り返されたのでは、国会の方の審議上非常に手数もかかるし迷惑だ、その意味でこれからはこういうことをなるべくやめてもらいたくないという気持ちがあるからよく申し上げておるわけで、これからはなるべく気をつけて提案をするという決意を大臣から表明してもらえば、この問題は終わりたいと思ひます。

○山内国務大臣 通信委員会に所属いたします

法律についての御審議は通信委員会で行っていただく、これは大原則であると思うわけでございす。今回手数料の問題が大変問題になってきたのでございすますが、たぐさんの法律の手数料があるものでございまして、それをひとつ今一回一斉に改正をしていこう、こういうような観点から、まことに諸先生方には申しわけないのでございすけれども、一括の法案を提出をさせていただいたというわけでございす。すると、今度のこの新しい制度の技術基準適合証明の手数料はおかしいじゃないか、なるほど向こうへ持つていけばよかったかもしれないけれども、こういう技術基準適合証明という新しい制度が、その時点においても決定していればいいのですけれども、それが決定していないときに手数料だけ飛び出していくというののもちよつと考える必要はないのか、こういうようなことで、まことに申しわけないのでございすけれども、今後はこういうことのないように注意をして、原則に従つてこの委員会で御審議をいただくようにということをご心掛けてまいりたいと考えております。

○阿部(未)委員 終わりますが、手数料だけが後を追いかけていけばいいのです。本当はこの手数料一万六千円だけ別の法案にして向こうに持つていけばいいのです。しかしそれはへ理屈で、そんなものじゃなくて、経過を私も知らぬわけではありませぬから、これからは十分気をつけてもらうようにお願いをしてこの問題は終わります。

その次に大臣、行政改革が、総理も命をかけてやるとおっしゃって、いま大変なことになっておるわけでございすますが、今度の新しい法律の中で、大臣が提案理由の説明でも述べられましたように、第一点は、技術基準適合証明を行うために指定証明機関を設けて、これを公益法人にして民間にその業務を行わせようとしております。もう一つは、指定試験機関を設けて特定試験事務をこれまた同じように公益法人にして民間に行わせようとしております。この財政は一体どうなるのかということをご調べてみましたら、これは大抵いま

まで郵政省が国庫として受け入れておった手数料がここの指定される機関の方に入っていく。そうすると国庫の収入は明らかに減ります。何とおうといままでよりも国庫収入が減ることは間違いないですね。国庫収入が減るならば、それだけ仕事が増えるわけですから人間が減つていかなければ行政機構の改革とマッチしないということになってきます。ところが伺いますと、定員法の方でもどうも電波監理局の大変な減員になるということは出ております。きわめて素人的な一般論として言う、仕事は少なくなったけれども人間は減らない、国庫は減った、そういうばかげた行政改革があるかと、こういうことに私は理屈がなと思うのですけれども、その辺がどう説明してくれませんか。

○田中(眞)政府委員 まず、技術基準証明制度導入の思想でございすけれども、近年十万台以上の無線局がふえてまいっております。それで恐らく今年中には二百万台を超すであろうというふうな情勢にあるわけでございすけれども、御存じのように電波監理局の人員というものはこの十年間ずっと減つてまいっております。十万台ないし二十万台ふえる無線局についての対応でございすけれども、やはり比較的定型的なものもございすけれども、どうしても新しい機種とかあるいはその重要度に応じてそれぞれの方の検査というふうなものに重点を置かなければいけないというふうなところで、人員、経費を制限されている中でどうして電波行政と申しますか、無線局管理の実を上げていくか。どうしてももうパンク寸前であるというふうなことで、技術基準適合証明制度につきましては、最近ふえてまいりました、新しく出てまいりました自動車公衆電話とかあるいはスピードメーターとか比較的数字が多くて、しかも設置後に、どういふふうにご設置されているか、つまりアンテナがどう張られておるかというふうなことが余り関係のないもの、しかもやはり重要性はあるということで、そうしたものについては事

前に技術基準証明制度、証明機関に免許前の段階あるいはメーカーがつくった段階で審査をいたしまして、それによる電波法で決められております予備免許ないしは検査、工事落成後の検査というようなものを省略しまして対応してまいりたいというふうなことがございます。

まず、ふえる無線局とふえない人員と経費でどうするかというふうなことで、いろいろふえてまいります無線局に対応することではり出した知恵というのが、一つ技術基準証明制度でございます。

それからもう一つ、国家試験の方でございますけれども、これは昨年の数字だと思えますけれども、二十二万人の従事者試験の申請者というものがございまして、そのうちの十七万人が、いま新しく試験機関というものをつくって、そちらの方に実際の国家試験の事務に関するほとんどの部分をやっていただくという性質のものでございまして、ただ試験問題の作成の基準の考え方は、試験をいたしまして、合格にするあるいは不合格にする判定の基準、そうしたものは郵政大臣にそのまま残しまして、その他の受験票の受付あるいは試験問題の作成、それから会場の準備、試験の監督、機械的な採点基準によります採点等々をやろうとしておるわけでございますけれども、これによりましては、現在のところ大体年に二回かなりピーク的にやっておるわけですが、アルバイトあるいは検定課というところで試験をやっておるわけでございますけれども、そこ以外の他部の応援というふうなことで、年間延べ一万人程度の力をかけておるわけでございます。これを民間に移譲いたしまして平均的に、経費的にと申しますか、東京の場合ほとんど毎週といえますか、いままで比べれば、いままでは年二回であったわけですから、ほとんどいつでも受けられるというふうな状態にし、また地方におきまして二回の試験を三回にふやすというふうなことで経費化すると同時に、採点等にも機械化等の設備を導入いたしまして能率を上げていこう、こういう考

えでございまして、確かに従来、いままで電信級、電話級のアマチュアあるいは特殊無線技士の国家試験を国がやっておったわけでございまして、それで相当する部分の手はよそに向けられるわけでございます。

これにつきましては、やはり従事者自体につきましても、最近の海難事故等々によりまして、船舶に乗る従事者の素質の再教育とか新しい問題もいろいろ出てきておるわけでございまして、先ほども申しましたように、急増する無線局あるいは変貌する電波行政というものに、こうしたもので振り当てていかないことにはどうにもならないというところで、確かに人数は浮くわけでございまして、けれども、より一層の電波行政の拡充、充実にいうようなことに振り向けてまいりたいというふうな思っております。

○阿部(未)委員 大変詳細な御答弁をいただきましたが、要約すれば、仕事はふえてきた、試験の仕事もそれから基準適合証明の仕事もだんだんふえてきて、いまの陣容ではやっていけなくなつたんだ。そこで増員をするか。しかし増員は非常に困難であるし、むしろ一部を民間の機関に委託をした方が効率的である。そういう趣旨でございすでしょうか。

○田中(眞)政府委員 そのとおりでございます。○阿部(未)委員 そこをわかるようによく説明していただかないと、一般の考えでは、いままで現にやれておるわけです。一応曲がりなりにもやれておるわけです。ところが、新しいものをつくって国庫収入は減る、しかも人間は減らなければ、何のための行政改革なのかということになりがちです。実はずっと大幅な増員をしてもらわなければならぬのだ、それでなければやれないのだ。しかし増員をするというのはいまの社会情勢から無理があるし、また、むしろ一部業務を民間に移管した方が効率的でもあり、利用者も便利になるから、それでこういうふうにするのですと、こういうことになるのだらうと私は理解をしておるのですが、そういうことよろうでござい

すから次にまいります。

資料の四十九ページでございまして、第三十八条の二「技術基準適合証明」は、郵政大臣またはその指定する者が行う、こういうふうになっております。その次に「郵政省令で定める区分ごとに」証明機関を指定する、こういうふうになっております。たとえば「郵政省令で定める区分」というのは、たとえば自動車公衆無線電話あるいはF三電波または単側波帯の電波云々とありますが、いまここに例として二つ挙げておられますが、どういう区分になるように考えておられるわけですか。

○田中(眞)政府委員 この法案を御審議いただいた後で、当面いま考えておりますのは、自動車公衆無線電話通信を行う陸上移動局、F三電波または単側波帯の電波を使用する陸上移動局または携帯局、それから空中線電力が五ワット——いま申しましたのは陸上移動局及び携帯局の電力でございしますが、あとスピードメーターと言われている無線標定業務の局に使用する無線設備、この三種類というものをたまたまのころ考えておるわけですが、そういうことで種類ごとにやりますと、それに必要な測定設備あるいは知識等も必要とするというふうなことで、区分ごとの分類が必要だ、こういう考え方でございす。

○阿部(未)委員 そうすると、まず指定証明機関はさしむき三つぐらいの機関ができるというふうな理解していいのですか。この法案ができ上がったから、さしむき三つぐらいの機関ができる、こういうことになりすか。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。現在、いま申し上げました対象になる台数は四千六百局ぐらいになっております。五十五年度はまだ集計が終わっておりませんけれども、七千六百局、こういうふうなことで、まあ公益法人でございまして、利益を上げるというわけにはいかないで、この辺のものにつきましてはそれぞれ

に審査はするわけでございますけれども、指定機関としてはそんなに多くはならないと申ししますか、適当なところの申請者があって、こうしたものにに対応できる設備があるというふうなことから、なるべく数が少ない方がいい。たとえば一つの機関でやれる。同じような内容ではあるわけですが、中の身は違いますが。知識その他でかなり共通する部分もございまして、機関としてはいまのところ一つというふうな考えでおります。

○阿部(未)委員 「区分ごとに」と書いてあるから、私はその区分ごとに機関ができていく……。そうすると、いまのところ自動車の移動無線、それからもう一つF三の単側波帯の場合、そういうものが二つ機関ができる、また新しいものができればまたこの指定機関ができる、そう考えておったのですが、これは全部ひっくるめて一つですか。

○田中(眞)政府委員 御提案しております法律の形は、それぞれに機関ができていい形になっております。ただ実際問題としては、使う場所とか測定器具等々で一つで十分であるというふうな確認ができれば、そういう数は少ない方がいいだろうといえますか、無用の競争等をいたしまして、特に同じ種類のものについて二つは、排除はしておりませんけれども、そういうことは困るだろうというふうな考えでおります。実際問題として好ましくないだろう、こういう考え方でございす。

○阿部(未)委員 そうすると、同じ区分のものについては二つ以上ということでは考えられないが、区分ごとに置くことができるように法律はなつておる、さしむきは財政上その他の関係から一つでやろうというお考えだ、そういうことでございすね。

○田中(眞)政府委員 そのとおりでございます。それから、ちょっとどういふことでございまして、同じ一つのものについても法律上は二つできないことにはなっておりません。

○阿部(未)委員 それからもう一つ、ここで大臣

は「当該指定に係る区分」の「証明を行わない」というのが条文の中にあるわけです。そうすると、区分指定するわけですから、その指定に係るものは大臣は行わないのですけれども、法律では大臣または指定する者が行うとなっておるわけですから、大臣はどういうときに、それではこの証明を行うわけですか。

○田中(眞)政府委員 この技術基準適合証明というのを機関にお願いするわけでございますけれども、非常に重要なものでございます。ところがまあ仮に、たとえば天変地異というようなことがありまして、この機関がその業務ができない。それが非常に短期間であればよろしいわけですが、それがやほり一日たりといえども、だれもやる者がいないという形では困るということで、そうしたときにはごく短い期間を限って郵政大臣が、一たん外部機関に持たしたのもまたやらなければいかぬというようなことも起こり得るかもしれないというところで、できないことにはしていない、こういうことでございます。並行してやろうという考え方はございません。

○阿部(未)委員 わかりました。

それからもう一つ。その次に資料の六十三ページの「無線従事者国家試験」のところでございますけれども、この法律の趣旨は「郵政大臣は、その指定する者に、特殊無線技士、電信級アマチュア無線技士又は電話級アマチュア無線技士の資格の」国家試験の「事務を行わせることができる。」というふうな大体規定をして、その二項で「前項の資格ごとに一を限り、特定試験事務を行おうとする者の申請により」云々、こうなっておりますが、ここでは明らかに第二項で「前項の資格ごとに一を限り」ですから、これは最低三つで、さういふことになりませんか。いわゆる特殊無線技士の試験、それから電信級アマチュア無線技士の試験、電話級アマチュア無線技士の試験という三つの機関は最低できる、こうなるのですか。

○田中(眞)政府委員 形の上ではそういうことに

なりますけれども、ここに「資格ごとに一を限り」というのは、資格が同じもので二つじゃ困る。国家試験ともあるもの、同じ電話級のアマチュア無線技士の試験機関で二つあって、その間の問題の難易とか採点の公正というふうなものがあることは困る。同じクラスの同じ種類の従事者については一つであるべきだ、こういうことでございますので、逆に申しますと、二つを一つの試験機関がやっても、もう一つは手が余るから別のことになるかもしれない、三つとも一つの機関がやることはあり得るかもしれない、その逆はだめだ、こういう趣旨でございます。

○阿部(未)委員 では、これは必ずしも三つできるといふわけではないわけですね。私はどうも先ほどから、証明機関にしても試験機関にしても、最低二つないし三つの機関ができるんだ、そうすると郵政省にとつても大変ありがたいことじゃないか、こう思っておったのですけれども、必ずしもそうじゃないようでございますが、財政の問題もありましようから、その辺の運用についてはとやかく申し上げる気持ちにはございません。

最後に、四十九ページ、第三十八条の二の第七項と第八項でございますけれども、通産大臣の意見を聞くということと、その次に通産大臣に「協議しなければならぬ」という規定があるので、意見を聞くということと「協議しなければならぬ」ということは定義上どういう効力の違いがあるのか。

二点目に、協議が調わないときには一体どうなるのか、こ辺をちょっと聞かしてもらいたいのです。

○田中(眞)政府委員 どうして通産大臣の意見を聞くあるいは協議をするということになっているのかというところでございますけれども、まず意見を聞きますのは、技術基準適合証明の対象となる設備を決める場合に聞くということでございます。これは通産大臣が所管する電気用品取締法等に基づきまして、通産大臣は電気用品の安全を確保するために電気用品の型式認可を行っているわけ

でございますけれども、その対象機器と技術基準適合証明の対象設備とが同じものになる場合がある、そういう可能性がある。そうした場合には、お互いにそれが対象になっておるあるいはないという知識が必要であらうというふうなことで、それを教えてもらおうという程度のものでございます。

それから協議につきましては、これは協議するのは技術基準適合証明の審査方法を決める場合に協議しましょう、こういう趣旨でございますけれども、やはり同じものが対象になる、そうした場合には双方の審査方法をできる限り一致させるというか、矛盾があるようなことでは困るという考え方で事前に協議して調整を図っておく必要があるということでございます。

協議の場合でございますけれども、お互いに自分の意見をぶつけ合う、相手が納得するかどうかというところでございます。その場合に相互の意見をわめるように話し合うわけですが、必ずしも基本的には協議ができるようにお話し合いを続けるということかと思えますけれども、どうしても協議が調わなかった場合はどうするかという御質問かと思えますけれども、その場合には協議の経緯といいますか、議論を踏まえた上で最終的には郵政大臣の判断で処分等を行う、こういうことになるというふうな私どもは理解しておる次第でございます。

○阿部(未)委員 お説のとおりで、実は去年ごろからこの法案については提案の予定があったけれども、通産省との間で必ずしも意見の一致を見なかった。早く言えば協議が調わなかった。調わなかったために一年間提案がずれてきているわけでしょう。前にあったのですが、これからは運用の中で協議が調わないことが多いのではないかと。その場合に、法律用語で協議するものとすると決まってしまうたら、協議が調わぬときはどうなるんだらうか。いま局長さんは郵政大臣が決めるんだとおっしゃったけれども、協議というものはそういうものでいいんですか。大丈夫ですか。法制

局、どうですか。

○関(守)政府委員 お答え申し上げます。

一般論として申し上げますと、意見を聞くとか、協議とか、それから同意というふうな言葉を使っておる場合がございます。一番強いのは同意という場合でございます。それから協議という場合には、その前後の言葉によりまして、たとえば俗な言葉で恐縮でございますけれども、協議離婚なんという場合には、これはお互いの意思が一致しなければできないということになるわけでございますから、一般論として協議ということでもうだというわけにはまいらないとは思いますが、でも、こういうように行政機関が行政機関に協議をするという書き方をしておきます場合には、先ほどお話しもございましたように、お互いに意見を尽くすというのが基本でございます。大体いままでのこういう規定の運用を見ておりましたも、お互いに協議が調わなくてそのままだと一方の機関が判断をしてやめたというふうな例は余り聞いておりません。しかし、法律的に最終的な責任がどうなるのかと言えは、それはここに書いてございしますように郵政大臣がこの仕事をやるわけでございますので、万々一協議が調わないというふうな場合には郵政大臣がその協議の経緯を踏まえて判断をするということになるかと思ひます。

○阿部(未)委員 ばくは余り法律は詳しくないのですが、たとえば労働組合の労働契約等の場合で、労使が協議をするというふうな場内には、協議が調わない場合には向こうが一方的にやるんだという一項が普通入るのです。もしあなたの解釈ならば、会社側が一方的にやれるということに最後になるから、わざわざ協議が調わないときはどうするという条項が入らなくてもいいように思うのです。日本語的に解釈すれば協議はあくまで協議であって、調わなければならぬものであるけれども、どうしても調われないときはやれない、私はそう解釈するのですが、調わなくてもやれるというあなたの解釈と調わなければやれないというばくの解釈の違いがあるのですが、いまあなたの

お答えのとおりで間違いありませんか。

○関(守)政府委員 先ほど申し上げましたように、協議を規定している規定の性質によりまして一概に言えないと思いますけれども、関係行政機関との協議の場合には、要するにだれが責任を持つてその仕事をするかということに最終的にはなるんだらうと思うのでございます。そういう趣旨からすると、まず普通の場合には、協議が調わないでやるということがお互いの官庁の間で仕事を円滑にするゆえんではございませんで、議を尽くしていくということになると思うのでございませうけれども、最終的にそういうケースが生じた場合にどうなるかと言え、責任を持った人が判断をしてやらざるを得ないということにならうかと思ひます。

○阿部(未)委員 どうもまだ釈然としません。いままでの経過からすれば、そういうときは総理大臣が判断を下すとか、そういうことになっておるようではございませうけれども、さつきおっしゃったように協議離婚というような場合は調わなければできないのですから、協議と言ふ限りは両方の意思が一致しなければならぬと私は解釈しておるのですが、法制局というところがそういう解釈をなさつておるのなら、それで私は結構だと思ひます。そういうことは多分起らないだらうということをお願いをいたしまして、質問を終わります。

○佐藤委員長 阿部未喜男君の質疑は終わりました。

午後一時から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十六分休憩

午後一時八分開議
○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

電波法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。久保等君。

○久保委員 私、最初にひとつ、三月の二十七日

でしたか、電波技術審議会でもって答申の出ました文字放送の問題についてちょっとお尋ねしたいと思うのです。

電波技術審議会の方に諮問せられておりましたこの文字多重放送の問題について答申が出たわけなんです、今後この問題についてはなお準備を進めて、将来は立法化も図つてまいらなければならぬのじゃないかと思つておるのですが、文字多重放送の第三者利用を許すか許さないかという問題が今後の一つの検討課題だらうと思うのです。文字放送を補完的な形で利用していくか、あるいはこれ単独の、いわば独立利用をしていくか、といったような問題、それからいま申し上げましたように、第三者利用を認めるかどうかという問題、非常に大きな注目を浴びておる一つの問題ではないかと思ひます。文字放送を含めての音声多重といったような問題も、これまたいろいろ議論があるところですが、今後こういう問題はどう扱っていくかというところについて、特に立法化していくとなればそれまでに一つの結論も出さなければならぬと思うので、逐次技術的な、特に受信機の問題等についてはいろいろ開発等も今後実用化の方向に向かつてされていかなければならぬと思ひますが、この問題をどういう形で今後扱つてまいらうとおるのか、その点ちょっと電波監理局長の方からお伺ひしたいと思ひます。

○田中(眞)政府委員 文字多重放送につきましては、先生ただいまおっしゃいましたとおり、去る三月二十七日の電波技術審議会でもいろいろパターン方式について御答申をいただいたわけでございます。文字多重放送は、相当種類と申しますか、十種類程度の情報を文字または図形によりまして同時に送ることができるといふことでございまして、その利用形態につきましては、音声多重とは違ひまして、一つ、二つぐらゐは補完利用もあるでしょうけれども、何分にも十種類程度までできるということでございますので、そうした残り

した八つなり九つなりにつきましては、独立的利用というものが中心になるであらう、技術的にもそうであるということで、文字多重放送を第三者に利用させるべきかどうかという問題が議論になってまいるわけでございます。

この多重放送に関する調査研究会というのを私も持ちまして、会長は東大の伊藤正己先生だったわけですが、五十一年度の十二月の報告書では、多重放送の独立的利用を第三者が行うことを可能ならしめる措置等を具体的に検討するよう、そういうような御提言もいただいているところでございまして、まさにいろいろなニューメディアが出てまいるわけですから、郵政省といいたしましても、マスメディアの集中排除あるいは電波の公平利用というような観点からも、文字多重放送の第三者利用については鋭意検討してまいりたいというふうな考へておるわけで、それぞれの関係機関に御意見を拝聴するというような機会も持つておるわけでございますけれども、いろいろな問題がございまして。

先生いま申されましたように、まだ受信機も市販されてゐるわけではない。実験段階的な、研究室内のパラックセット的である。それから十種類近くもの情報が出せるとなると、一体だれがどういふおもしろい番組と申しますか、ニーズに対応したどういふ種類の番組を送るのかというような問題、いろいろございませうけれども、いづれにしても、非常にニューメディアといひまして華々しいといひますか、そういう未来を持つてい

るものでございまして、鋭意検討を続けてまいりたいというふうな考へておる次第でございまして。

○久保委員 その検討の方法なんです、郵政省内で検討するといふのも検討の一つの方法だらうと思ひます。まあしかし、利害関係の問題もこれは絡んでくるだけに、既設の免許を受けた放送事業者からすれば、特に関心の高いところでありまして、それからまた一方、そういった新しい方面に新規に手をつけていきたいと思つておる人

ちも大ぜいいるわけですが、そういういわば利害相反する関係もあつたりなして、なかなかむづかしい問題もあらうかと思ひますが、それだけにいわば公正といふか、十分に一般の国民の、受信者の立場からすればまた受信者の立場からできるだけ多々ますまず弁ずという気持ちもあるでしょうし、いろいろそういった区々賛否両論の意見等があるだけに、この問題についての扱い方、したがって単に省内で検討するといふだけじゃなくて、何らかの形の機関に――機関にどういふか調査会といひますか、そういったようなところでも検討するに値する問題ではないかと私は思つてゐるのですが、郵政当局としては、いまのところどういふ方法で検討を進めていこうという考へなのか、その方法論について御答弁願ひたいと思ひます。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。

実は私どもの省内に昨年七月、放送の多様化に関する調査研究会というところで、これは文字多重あるいは音声多重ももちろん含めるわけでございますが、多少もう少し範囲が広がるございまして、放送衛星あるいはキャプテンシステムと申しますか、そういうものまで含んでゐるわけですが、その中でも、多様化する放送のニューメディアと、それに対応して需要者の側がどういふ要望を持つてゐるかという角度からも、文字多重を真正面に、それだけをつかまえた研究会ではございませうけれども、識者にいま、昨年七月以来毎月一回程度の御審議をいただきまして、来年の春をめどにいたしまして、そういう問題も含めまして御検討いただいておる次第でござい

ます。

○久保委員 その研究会とやらはどういう構成でできておるのですか。

○田中(眞)政府委員 十五人の先生方でございまして、中には評論の方あるいは新聞協会の方あるいは放送行政に詳しい経験者等々で、十五名の委員から御審議をお願いしてゐるわけございま

す。

○久保委員 そうですか。そういう研究会があるのを私も寡聞にして知らなかったのですが、もちろん当面の問題、先ほど来お話があるようなことについて、そういう研究会で検討せられることも大事だと思うのですが、現在ある電波審議会、こういったようなところでも、当然さらにそういう研究会で出た結論に基づいて審議をされるというような手続になっていくんでしょうか。

○田中(眞)政府委員 電波監理審議会でございますけれども、これは五名の識者の方々に、どちらかといいますと郵政大臣の行います重要な事項につきまして、主として具体的に御諮問申し上げるという形で御審議いただいております。電波監理審議会には、私どもも持っております、いま申しました放送多様化研究協議の進捗状況あるいは途中までの経過というようなことは当然必要に応じて御報告申し上げ、その先生方からいろいろ御意見もいただく時間を設けておるといのが実情でございます。

○久保委員 いま研究協議そのものはどういう形なんです。大臣のいわば諮問機関といったような性格を持つておるんですか。どういう性格のもんですかね。

○田中(眞)政府委員 私的諮問機関でございます。

○久保委員 私的諮問機関ではあるのでしょうか、もちろん私的諮問機関には間違いのないと思うのですが、そのテーマですね。たとえばきちっとしたものを諮問するという形で諮問しているのか、それともそれほどかたくななものじゃなくて、懇談的ななかから何かだんだんと問題点をしぼっていくというような形でやっているのか。もう少しきちっとした形で、大臣からの諮問事項なら諮問事項を明示して、その諮問事項に対して答申を求めるといふような形でやっているのか。どうも何か名前が余りはっきりしないような名前な

んですが、どの程度のものなのか。私的諮問機関はわかっているのですけれども。

○田中(眞)政府委員 放送の多様化に関する調査研究協議という名前になっておるわけですが、これも、実はその辺、先生がいま御指摘になりましたようなことが事実、調査研究協議でも問題になつてきているといひますか、どちらかと申しますと、これは先ほど申しましたように、非常に新しいメディアの方も、文字放送から放送衛星、フ

ァクシミリあるいは高品位テレビというようなものが出てきた。それからまたペイテレビというやうなものも出てきた。それから、一般の受信者の側でどういうニーズを持つておるのかというやうなことでもアンケート調査等もいたしたわけがございます。これはもちろんその設置要綱というものはあるわけですが、先生方にもいま周辺関係と申しますか、基礎的な知識というものを御説明

申し上げたわけですが、実はいま先生がおっしゃいましたやうなこと、一体どういふものについてどの程度まで深くやるべきなのかというところで、正直申し上げて、どちらかと言いますとニューメディアを控えて華々しいというか、色鮮やかなスケッチを描くというやうな感じのことで進んでまいつておる面もあるわけですが、昨年七月に出発いたしましたからもう七回程度になつておるわけですが、もう少し具体的な問題について、郵政省としてどの問題とどの問題について

は結論を出してもいいのかわからないやうなお話も出てまいりました、次の次ぐらいの会議におきまして報告書をいただくわけですが、その中のアウトラインと申しますか章と申しますか、報告書の目次というやうなものをつくることによりまして、そういう角度から一般的に触れておけばいい問題と具象に御提言をいただかなければいけない問題というやうなことに少し分けてみようじやないかというやうな話になつてきております。それで、私どもどういふものにつきましてその調査研究協議でお取り上げいただくかは、調査研究協議にお願いする形になりますので私から何と

も申し上げられない面もあるわけですが、いま御指摘のやうな文字多重はどうあるべきか、第三者利用についてはどういふ考え方がいいのか。御指摘のやうに、放送事業者といたしますれば自分たちの施設である、それをたとえば新聞あたりが非常に関心を持つておる、それを利用する形、それからレンタルにするのか、その際に編集の責任はどちらが持つのかといふいろいろな問題がございますが、その辺につきましては、私は、放送の多様化全般に御触れいただくと同時に、この問題あたりについてはかなり具体的に御取り上げいただいたらどうかというふうには考えておる次第でございます。

○久保委員 それはそれで、当面のいろいろな具体的な問題について調査研究をせられる目的で設けられたのでしようから、それはそれで進めていただくことは結構で、当面の問題についてもひとつできる限り――法制化の問題が必要であるならば当然そういう方向にやはり計画的に審議も進めてまいる必要があると思うのです。

ところで、現在あります電波審議会の問題についてでもちょっとお尋ねしたいと思うのですが、この電波審議会とはなかなか大変な重要な機関だろうと思うのですが、ここで結局郵政大臣の処分に対する不服審査の問題があるわけなんです。これについての処理模様をちょっと資料で出していただいたのですが、この資料によりまして、なかなかこれも問題がむずかしいからこういうことになるのでしようけれども、不服審査で昭和四十八年、九年あたりには申し立てがあつて、それに対する審理が進められてきているのだらうと思うのですが、現在なおこれが係争中というか審理中という

か、そういう状態になつておるやうでして、少し時間がかかり過ぎておるのです。これは四つばかりありますので一々読み上げると大変ですが、異議申し立て人は神奈川放送、東京テレビジョン放送、広島テレビジョン放送、仙台テレビジョン放送、いずれも免許拒否処分の取り消しといったやうなこと、あるいはまたさらに

つけ加えて他の会社に対する予備免許処分の取り消しといったやうなものとあわせて申し立ておるやうであります。時間的にどういふことになるのか見てみますと、昭和五十四年、五十五年それぞれ一年一回ずつくらい聴聞が開かれて今日に至つておるやうです。こういったことが大変おくれ

ているといふのは、どういふ状況なんでしょう。○田中(眞)政府委員 先生いま申されましたやうに、四十八年に不服申し立てが四件ございます。それで発起人代表はいずれも松尾昭弥氏でございます。

この四件の各異議の申し立てに係る審理についてでございますが、五十三年までは割り当て可能な周波数の関係、免許手続に関するいろいろな争点あるいは一本化調整のやり方等に関する争点というやうなものについてそれぞれ審理を進めてきたわけでございますけれども、実は昭和五十四年になりまして異議申し立て人が交通事故に遭われた等のこともありまして、延期されて現在に至つておるわけでございます。本年に至りまして、実は先ほど申しました異議申し立て人からの申し出もございまして、同じやうな案件でございますので、異議申し立ての方法等を整理するというやうなことで現在話し合ひを続けておるといふ段階でございます。いわゆる審理はしばらく休んでおるといひますか、そういう形になつております。

○久保委員 この審議会の運営なんです、こういう申し立てが出てくると、それに対して審議会の方に郵政大臣は諮問をする、その諮問をするに当たつては審理官を指名するということになつておるのですが、この審理官は一名ですか複数のこともあるのですか、それからどういふ方がこの審理官になつておられるのですか。

○田中(眞)政府委員 大臣がそういう案件につきまして監理審議会の方に諮問いたしますと、監理審議会の先生から審理官を御指名いただきます。これはどの案件につきましても正副、主任審理官と補佐審理官と申しますか、実は郵政省には三人

○田中(眞)政府委員 こうした案件につきましては、先ほども申しましたように、正副の審理官が責任を持ってお進めいただくわけでございますけれども、その審理官の命によりまして、私ども郵政省、郵政大臣の指定職員というようなことでその会合に出るわけでございますし、また異議申し立ての方々の御都合もあるわけでございまして、異議申し立て人と私ども郵政省職員と申しまして、電波監理局長以下の職員と不服申し立ての審査をどうリードするかは、基本的には正副審理官の御意向でございまして、正副審理官が、私ど

同時に、電波審議会というのは非常に重要な任務を持つておつて、法律上は郵政大臣に対する勸告をすることもできるということになっておるのですが、余り勸告という問題が実行せられたこと

それ以来、御承知のように放送大学学園法案もいよいよ参議院の文教の方で審議がだんだんと大詰めになってまいったような情勢にあります。あの案件も御承知のようにああいう形で出されてまいって、私ども非常に強い不満を今日も持つておるわけなんです。この問題について一体今

○田中(農)政府委員　昭和四十一年三月に電波法及び放送法のかなり基本にわたる改正案を提出いたしましたわけですけれども、審議未了、廃案となった。その後まだ提案されていないわけでございますけれども、それで、さきの改正法案の際のいろいろな関係方面の意見というものも非常に多いにわたっております。あるいはその後、二十年というようなことですけれども、放送衛星とかあるいは多重放送等、新たに発生した分野もある。それらもまた流動的な要素が多いというようなことで、言いわけと申しますか、そういう形になるわけでございますけれども、何分にも事が表現の自由にかかわる問題であるというようなことで、私どもとしましては、省内の組織でございますけれども、毎週のように一つ一つの問題につきまして調査検討し、また各人の意見も吐いているというようなことなのでございますけれども、非常にむずかしくて、私どもの省内でも考え方によりましてなかなかまとまらないというのが実態でございますが、ともかく問題はあるということで、いま

まで省内でいろいろな形で検討をしばらく続け
てきたわけでございますけれども、先生のお話に
ございました臨放調的なものも入れました改正案
にござつて、いま直ちにこういうことではござい
ますけれども、いま直ちにこういう案についてい
かがでしようかというところまでは私どもの準備
も進んでいないわけでございまして、抜本的な改
正案をまとめるということになりますれば、御提
案のようなたとえ臨放調に似たようなもの、そ
ういうような機関にお諮りすることにして御意見
を伺うということについては、十分傾聴いたしま
して考えてまいりたいと考えておる次第でござい
ます。

○山内国務大臣 いま局長から概略を述べました
けれども、ともかく放送技術といふか、情報
化の問題は、本日に日進月歩といふか、行きど
ろがわからないくらいに毎日進歩しているとい
う情勢でございまして、法制的面がいろいろと
は確かでございます。最近の文字多重一つとり
ましても、どういふ体系が一番いいかというこ
とを極力研究しているのでもございますけれども、第
三者が行うべきかどうかという点、それから放送
衛星の問題も新しい問題として起こりつつある問
題でもありまして、大いに早くやつて成案を得た
いといふことを言いたいでございまして、それ
も、非常にむずかしい問題が山積いたしております
ので、極力勉強はいたしますが、権威者の話も
十分に聞きながら、また諸先生方のお知恵もかり
ながら間違ひのないような方向に持ってまいりた
いと考えておるわけでございます。

○久保委員 私は、前々からの懸案問題という問
題があると思うのです。いま言ったように、とに
かく臨放調で一応結論が出て提案までしたので
から、その当時から懸案の問題もあると思うの
です。その後技術開発に伴ういろいろな新しい問題
も出てきていると思うのです。だから、日々の技
術革新に伴ういろいろな具体的な問題だけに目を
覆われていると、それに応待するだけでもなかな
か対応し切れない。忙しいとか何とかいふ点で

言えばまことに目まぐるしい。電波・放送のみな
らず、電気通信関係というのは技術発展の現状か
らすると大変だと思ひます。しかし、長い間の問
題、それこそラジオ、テレビがまだできないこと
につくった電波法であり放送法であるだけに、現
状に全く合わない状態になってきておるわけで
す。そこへもってきて先般のようにああいふ国営
放送ともいふべき放送大学学園というのがぼつ
と出てくる、従来の臨放調でも予想もしなかつた
ようなことがぼんと出てくるというのでは、総
体的にながめるときにきわめて不均衡といふか、
そのときそのときの情勢に振り回されたようなか
つこうで放送法そのものがこぶをつくつたりなん
かするような形で改正がなされるようななか
うになつて不体裁な形にもなつておると思うので
す。

いろいろ問題があることはわかりますけれども、
それからいま局長が言われるように省内だけ
でもいろいろ議論がある。議論があつて当然だと
私思ふのです。大いに自由な議論を聞かせても
らうことは結構ですが、いろいろ議論をしたけれ
ども、結局整理がつかぬといふような点につ
いては、単なる省内で議論するのじゃなくて、むしろ
こういう意見、こういう意見があるのだが一体ど
ちらがいいのだろうかというように、さらに
国会の場でも議論をするといふふうにして、論
点を整理してもらつた形でそれぞれの機関にか
けて議論するといふふうにしていきたいと思います、
大変なんだ大変なんだ、内部では検討しているの
です、検討しているのですと何年言つても、何十
年やつても結論は出ないと私は思ふのです。だ
から、そういうふうな焦点を整理してもらつて、し
かし最終的にはまだ結論を出すところにはいつ
てないけれども、そういう未成熟でもいいから、
論点を整理した形である程度オープンな場で議論
をするといふふうな作業を進めてもらわないと問
題は片づかないと思ふのです。

放送大学法案の問題にしても、私、当時から臨
放調でも設けると言つたのですが、あの話だつて

もういまから二年くらい前になりますね。おと
しあつた話なのです。ところが、いまさらそ
んなものを設けてみたつてというふうなお話だ
つたのだけれども、いまから考えると二年間——私
は普通、調査会に諮問して二年間あればどんなむ
ずかしい問題でも大体的結論のものが答申される
と思ふのです。一日延ばしに延ばして、結局何の
ことはない約二十年間。しかもあの二十年間の情
勢を言へば、さらにさかのぼつて十年もあるいは
十数年も前から放送法、電波法の改正をしなけれ
ばならぬといふ議論があつて、とにかく昭和三十
七年に諮問をするという段階になつたのです。そ
ういふことを考えると、とにかく踏ん切りをつけ
ることが必要だと思ふのです。

そういう点で大臣、大臣も二年、三年と腰を落
ちつけてやつてもらへるといふのですが、なか
かそうもいかない事情もあるようですが、とにか
く電波監理局長のところで議論があるなら議論が
あることを少し整理してもらつて、それで電波・
放送に関する小委員会なら小委員会のわれわれの
ところに提示してもらつて、何も結論が出ない
ことが恥ずかしいわけでもないし、また怠慢であ
るわけでもないわけであつて、問題が非常にむず
かしいがゆゑに議論が分かれることは当然だと思
ふのです。そういうことをお互いに議論しながら
整理をしていってだんだん集約していくといふ
形で、問題の処理を図るように取り組んでもら
いたいと思ふのです。いかがでしょう、大臣の方
から簡単にひとつ……。

○山内国務大臣 いまこうやつたらどうかといふ
具体的な御提案がございまして、私も本日にその
とおりでと思つてございまして、したがつて、そ
省内でも十分に議論を聞かせている最中でござ
いますけれども、結論が出ないまま出す問題、一
応は結論が出た問題と区分をしながら小委員会に提
示をさせていただいて御検討をしていただきた
い、こういうふうな考えておるわけでございま
す。

○久保委員 それじゃ、改正法の中身について

一、二お尋ねしたいと思ふのです。

先ほども同僚委員の方から御質問があつた問題
なのですが、例の無線設備についての技術基準適
合証明を行う機関として指定証明機関というもの
を今度つくることになるようであります、これ
はどういふ構想で、具体的には役員なりその他の
構成がどういふことになっていくのか、それから
これをつくるとした場合に、先ほどの局長のお話
を聞いておつて、複数の機関をつくるのはかえ
つてまずいといふようなお話だつたと思ふので
すが、単一のものかどうか。もしそうだとすれば、
全国的に考えると中央に一カ所だけ設けておる
という程度ではなかなか需要にこたえ切れないの
で、何らかの地方機能的なものも設けなければ
ならぬ。その構想を御説明願ひたいと思ふのです。

○田中(眞)政府委員 指定証明機関はどんなもの
を考えておるかといふことでございまして、それ
も、最近移動する無線局あるいは携帯局と称する
ようなものが非常にふえてきた。これを申請者の
便宜を考え、また手数も省いていかに処理してい
くか。しかも電波の規律を守っていく。そういう
形の考え方でもございまして、先ほど御説明申し
上げましたけれども、三機種についてただいまの
ところ考えておるわけで、その件数は七千から九
千ぐらいにこたあたりでなろうか、九千件くら
いの無線設備を証明していただくと考えておるわ
けでございまして、これはそういう指定を希望する
法人に申請していただきまして、果たしてスタッ
フなり設備なり能力なりがそれにたえ得るかどう
か、郵政大臣にかわつて行つてもらひますので、
公正な判断ができるかといふようなことが審査基
準になるわけでございまして、ただいまの
ところはそのしたものにすぎましては無線設備検
査検定協会というのが実はあるわけでございま
すけれども、ここがすでに同じような型式検定等
の作業もやつておるわけでございまして、こ
うしたところなども一つの候補にならうかとい
ふふうに考えております。それで、こゝしてマシ
ムに見積もりまして九千程度の無線設備という

ようなことでございますので、このものを二つ、三つのところでやるというようなことになりますと、手数料等の関係、あるいはもとと公益法人でございますから利益を上げるわけではございませんけれども、そういう趣旨のものになるわけですから、一つ程度で、将来そうしたものが非常にふえてまいるということになりまして、そういう機関の能力からオーバーするというようなことになればまた別かと思えますけれども、現在のところはそんなところでございます。

それから、二番目に御指摘の、東京になろうかと思えますけれども、東京だけでやるのなら不公平じゃないか、公正な証明を希望するものについて不便を与えないかということでございますが、ただいま考えております自動車無線電話、あるいはスピードメーターのもの、あるいは携帯移動局というようなものについてはほとんどがメーカは東京に集中しております。それで、一、二の大阪のメーカも考えられるというようなことで、大阪には支所の一つぐらいは必要になるかもしれないというふうなことでございます。それから、場合によっては東京、大阪というふうなことでなくて、別の地区でそういうかなりの量の設備の証明を希望するというようなことになりますれば、この機関の職員あるいは証明員が出張いたしましたそのサービスをするというふうなことも必要になろうかと思えます。そういうふうなことで、一カ所だけに抑えてまいりたくない、こういうことがないように指導してまいりたい、こういうふうな考えでおる次第でございます。

○久保委員 その指定証明機関を設立するに当たっては、希望者が申請をする、申し出る、その辺について役員その他財政的な基盤が十分であるかないかとか、いろいろ基準が一応設けられておるのですが、その基準に照らして単に審査をして許可を与えるという形なのか、それとある特定のものをくり上げるということについて、郵政省そのものが公益法人なるがゆえにその設立についてあつせんをする、そういうような指導をする

という形で設立をしていくのか、どういうことになるのでしょうか。

もし前者の場合だとすると、これは大ぜい希望者がいる、しかしいまお話があったように、そんなにたくさん、特に先ほどお話があったような程度の案件を処理してまいるということになれば、そう二つも三つもあつたのではかえっていろいろ弊害が出てくるというところがある。そこで、一つにしなければならぬというところと競争みたいな形になるものですから、そのうちのどちらか一つにしなければならぬというふうな問題が出てくるのか。そういう問題はどうかでしよう。

○田中(眞)政府委員 技術基準証明関係の機関のお話だというふうに思いますが、この指定機関にお願いしてみたいと考えております業務といふものは、もともと収益事業ではないわけでございます。郵政大臣にかわってそういう業務を行うというふうなことで、もともと営利の対象にはならないというふうな考えでおるわけでございます。

それで、そういうふうなことを希望する公益法人が申請してまいりますと、その申請する機関の職員なり持っておる設備、あるいはそうした希望する機関の適合証明業務をどういうふうに行うかという実施の方法、あるいは財政的な基礎があるかどうか、そういうふうなことを審査した上で、多分ないと思えますけれども、もしも二つ競合するといふようなことになりましたら、いま申し上げましたような各項目に適合する度合いといふものから見て、指定機関としてより適合度のあるものを指定するといふようなことになるわけで、法のたてまえもそういうふうなことはなっておりませんけれども、ともかく無線設備検査検定協会というふうなものはすでにございまして、これは型式検定でございまして今度導入しようとする技術基準適合証明制度をやるというふうなことでございまして、希望していただければかなり適合度は高いという

ふうには実は考えておる次第でございます。

○久保委員 公益法人ですから利益を上げることが目的ではないという仕組みになるのでしょうか。その運営費なりその法人の運営上の経費といふものは、結局収入としては手数料だけしか期待できないような性格のものでしょうか。そういうことになりまして、その財政的な基盤の問題を一応これを認定する場合の一つの要素にしていますけれども、財政的基盤といふのは一体どういうことを指しているのでしょうか。

○田中(眞)政府委員 御指摘のとおり、手数料だけでございまして。人件費なり物件費といふものを考えました上での適正な価格を手数料にいたしまして、能率的に機械化を導入する等の手段によってやってもらいたいというふうな考えでおる次第でございます。そういうところから御提案申し上げている中に、国がやる場合と同じでございますけれども、一万六千円というふうな上限額を決めておる次第でございます。

○久保委員 では最後に一つお尋ねしますが、例の不法無線の問題が午前中もちょっと同僚委員の方からお尋ねがありました、このちようだいしでいる資料を拝見しますと、昭和五十三年と五十四年度を比較して五十四年度が大変な、これは市民ラジオですが、監視の結果によって捕捉せられたいわゆる不法無線局ですが、これはどういう理由でこんなに多くなっているのか。要するに監視を非常に強化した結果こういう数字が出たのか、それとも監視体制は同じだったのだけれども結果的に五十三年度に比べると五十四年度は非常に顕著なふえ方をしたということなのでしょう。五十二年、五十三年の傾向はだんだんふえてはいますが、そう目立ったもの——目立ったというか、そう大きな差はないと思うのですが、五十四年度になると五十三年度に比べてばかに大変な数にふえているのですが、その理由は何かなのでしょう。

○田中(眞)政府委員 この問題につきましては、私もかねがね努力しているわけでございますが、

で、販処規制法案というふうな角度からの取り締まりというふうなこともできないかというふうなことも先生御高承だと思えますけれども、いろいろな角度から放置するわけにはまいらないという状況になってきたわけでございます。そういうことで、五十二年度あたりに特にアメリカへの輸出向けの機器というものが、アメリカ側の法制が変わったというふうなことで舞い戻ってきたというものが一つあるかと思えます。これは放置するわけにはいかぬということで一段と取り締まりを強化した、それから監視車等もふやしたというふうないろいろな要素がございまして、それがまた、何とかしなければいかぬという形で開設だけで捕捉したい、電波規制の中に入れないというふうな法案にもなってきた。やはり時の勢いと申しますか、どうしてもあらゆる面から努力しないといけません、放置できないという形になってきた。それが五十四年度の捕捉数あるいは告発数というふうな形であらわれてきたもの、こういうふうな理解しております。

○久保委員 それでは最後に要望申し上げておきたいと思うのですが、今度法改正によって無線の施設をしただけの状態で違法だということになれば、それぞれこれに対して処分をしていくということになったことは一歩前進だと私は思うのですが、同時に無線設備の販売段階で何らかの形でやはりそういう方面の自粛、反省を大いに求めなければならぬと思うのです。そういう点ではこれは今度の法の規制の対象にはなっておらないわけなんですけれども、製造販売というその段階に対して強い指導を郵政省としてすべきじゃないかと私は思うのですが、そういうことについてはどういうふうな考えをいたしますか。私は、とにかく設置をして運用しようとするものからぬけれども、しかしそういう施設をどんどん製造して販売する、これもけしからぬ話だと思ふのですが、そこらに対しては少し厳しく指導をしてもらいたいと思うのだけれども、どういう考え方でおられ

ますか。

○田中(眞)政府委員 先生おっしゃいますとおりでございます。もともと売っているじゃないかというように、そこらに基本的な問題があるというように、先ほどもちょっと申しましたけれども、何とか販売規制法案というものに結びつかないか、あるいはそういう向きの検討も進めたわけでございますけれども、いずれにいたしましても、最も効果的には市場に回らないというようにございしますが、法的な角度についてはただいま御提案申し上げておりますような開設の段階で捕捉する、こういうようなこととございますけれども、従来にも増して今後とも通産省あるいはその他の関係団体とも御相談あるいは御協力を得ながら、開設による法の規制、それから販売の面の指導、協力というようなくふうで両面から成果を上げてまいりたいというふうにご考慮しておる次第でございます。

○久保委員 終わります。

○佐藤委員長 久保等君の質疑は終わりました。

木下敬之助君。

○木下委員 時間の都合もありまして、ちょっと関連の質問を先にやらせていただきたいと思っております。

文字多重放送についてお聞きいたします。

先ほどの久保先生のお話にも出てきましたし、私は、三月十九日の委員会でも鳥居先生の質問とその答弁の議事録を読むと誤解を招くおそれのある紛らわしい表現がありましたので、確認させていただきたいと思っております。

その一つは、先ほどの久保先生とのやりとりにも出てまいりました第三者利用という点です。この第三者という言葉が少し紛らわしいのですが、第一者を何で第二者を何でとらえたときの第三者なんですか。

○田中(眞)政府委員 第一者と申しますか、第二者がいないわけでございますけれども、第一者は放送と申しますか、これはテレビに多重するわけでございますので、本来テレビの免許を受けてまして

テレビの絵と音を出しておる、これが施設そのものを持つておる、そして現に放送事業を行つておるといふか、こうでございまして、第三者利用と申しますのは、この現に免許を受け、設備を持つて放送事業を行つておる方以外の方ということとでございます。たとえばAというテレビ会社が送つておる、第三者という方はそれ以外の方、施設なりを持つてない方、そういう意味でございます。

○木下委員 私もそう解釈しておりますが、鳥居先生は、「新聞社が民放かあるは第三者機関か、」という質問をされておるわけですね。その流れがずっとございまして、もしそういった感覚で、第三者という方は民放でも新聞でもないというふうにとらえておられるのだったら大変大きな問題でございまして、確認させていただきたいのです。そういうことでよろしいですね。放送の主体以外で、第三者の中には新聞も入つていくという見方でもよろしいですか。

○田中(眞)政府委員 そのとおり私も解釈いたしております。

○木下委員 先ほど大臣も第三者と申されましたが、大臣の第三者の解釈もそういうことでよろしいですか。

○山内国務大臣 いまある放送局が放送している、その中で認める場合に、その放送局以外という意味と解釈をしております。

○木下委員 それがわかればもういいわけですが、それども、もう一点、鳥居先生の質問に田中政府委員が答えになつてゐるのに、「新聞に独自のな利用、そういう意向が強い」とかいうようなことは否定申し上げたい。こういうふうな答弁がございまして、意向が強いということ否定しているといふのは私もわかるわけですが、その辺を少しあいまいにすると新聞を否定するというふうになつておるの、一部の報道には新聞を否定したととられた報道も私、ちょっと目にしておりまして、この点も重ねて確認をさせていただきたいと思ひます。

○田中(眞)政府委員 私、そういうことを申し上げ

ように、議事録がどうなつておりますでしょうか、新聞社の方で非常にこのテレビの文字多重の利用について関心をお持ちだというのが私の理解でございますけれども、それにつきましてもいいとか悪いとかどうだとかいうふうには私はまだ申す段階にもございせんし、そういうものにもならないというふうに思ひます。

○木下委員 私もそう解釈しておりますので、確認させていただいたまゝでございます。

いま一つ新聞との関係で私の方からお話し申し上げたいことは、新聞が民放各社と系列が進んだりしている、それは全国紙のことなんです。新聞の業界と話し合つておるという言葉も前に出てまいりましたけれども、新聞にも全国紙と地方紙というのがある、地方紙は地方紙なりに大きな役割りを果たして、これがこの文字放送等の問題について必ずしも利害が一致しない、新聞を一つの目でながめた場合には誤解を招く点があるのではないかと申されますので、この点、地方紙の存在というものと、また、その話合いとをどういうふうにご考慮しておられるか聞かせていただきたいと思います。

○田中(眞)政府委員 文字多重放送につきまして技術基準も電波技術審議会からお答えいただいたというふうなことで、これにつきまして私も、関係の方、周辺の方あるいは御関心のある方、そういうところから、どういうお考えだろうかと、そういうふうなことで、放送事業者あるいは日本新聞協会等、やはり御意見をいただければいいところだろうというふうなことでございまして、私も中央紙と地方紙、そういうふうな区別も全然していません。御意見のある方からはどんな御意見でもいただきたい、そして方向を誤らないようにしたいというのが私の気持ちでございます。

○木下委員 区別していないというのは大変いいことなんです、区別していないというのが、新聞協会が出てきた意見が新聞業界全部を代表して

いる一つの意見だととられると誤解が出てくるのじゃないか、こういうふうにご考慮しておりますので、どうかひとつ、新聞といつても協会を通じての意見だけでは完全じゃない、この問題に関しては大きく分けて二通りの意見があるというふうな目を持つていただきたい。区別するとか差別じゃないというのを申し上げたいと思ひます。

いま一つ、文字放送につきましてもマスメディアの集中排除という見方が言われるわけですが、これも、新聞の方から言われてみたら、文字放送というのは文字を使つてゐるんだ、放送で音声だけでなくて文字を使つてゐるという意味と、将来に向けて、これが家庭においてハードコピー等で紙面にとることができたような場合には、これは電波新聞とも言えるんじゃないか。また、新聞が将来そういう形で新聞業界の発展というか、家庭にこういう状況が起つたときには、新聞の未来の芽がここに出てきて、それが重なることは、マスメディアの集中というより、逆に新聞が将来あるべきというか、なつていく姿が先に出てきたものだという見方をすることができるとは思ひますが、こういうふうな考えを持っておりますが、どうお考えになりますか。

○田中(眞)政府委員 ハードコピーがとれるようになると、新聞が電波を通して届けられるということになるのではないかと、お話をさせていただきますけれども、文字多重放送は、文字あるいは図形をブラウン管上に表示するわけでございますけれども、受信者側で特別な装置と申しますか、アダプターといふんです、ハードコピーをつくるものととれるというふうにご考慮しております。したがって、活字メディアになる情報の提供ができる、こういう意味においては新聞と同じ形態になるものでございます。

しかしながら、文字多重放送というのはやはり多重でございますので、情報量は多くないわけでご

ざいます。非常にすき間と申しますか、ごく短期間を合間に利用するというようなことでございまして、たとえば新聞にはいろいろな写真が載りますけれども、写真の電送はまず困難というふうな思いわけでございますから、現在の新聞の代替機能をこの文字多重でやるだろうということにはならないんじゃないか、情報量の点において。

そういうようなことから、いずれにしましても、文字多重放送の実施主体をどうするかというその検討でございますけれども、いま先生が申されましたマスメディアの集中排除の問題という点についても十分配慮する必要がある、いまのところ、どちらの御意見が強いのか、どういふことになるのか、私も勉強中である、こういうことになるわけでございます。

〔委員長退席、堀之内委員長代理着席〕

○木下委員 マスメディアの集中になるのか、それとも集中じゃなくて同じものだという見方ができるのかという点を私はいま問題を提起したつもりでございます。

情報の量が余り多くないということでしたが、ここで仮に少量でも電波新聞的なものが芽生えた場合に、この次に大量のものを送れるものが出てきたときに、それが一体新聞の分野なのか、それとも今回の文字多重の発展的な姿なのかというのが先で誤解を招くことがあると思いたすので、情報が少ないから新聞の未来の姿ではないという結論をここで出されても、その先で多量のものが出てきたときに非常に大きな問題が起ると思いたすので、この機会にその点も問題提起をしておきたいと考えます。

具体的な経営形態というのか、どういう形で収入を図るのか。たとえばテレビ等と同じようにCMを入れるのか、それとも受信契約みたいな形であるのかとか、いろいろな問題がうわさされているわけですが、こんな形でいいとかいう具体的な要望みたいなものがどこからか出ておるのでしうか。

○田中(眞)政府委員 ただいま文字多重放送をどのように利用するのか、あるいはその場合の実施主体をだれにするのか、その経営の見通しはどうか等につきましても、先ほども申し上げたかと思いますが、目下関係各方面の意見も聞きながら鋭意検討を進めておるところでございますが、現在のところまだ申し上げられるようなことは何も、当然結論も得られてないわけでございます。

それから免許等について、文字多重放送を申請したい、あるいは許可してもらいたいという具体的な申請なり要望というものは聞いておりません。ただ饅頭者連盟でございますけれども、これは利用する側でございますけれども、饅頭者連盟の方からは字幕放送というものの、これは独立利用というか第三者利用じゃなくて、補完に近い形になろうかと思っておりますけれども、そうした方々からは早期に実施してほしい、これは字幕をつけてほしい、こういうことでございます。そういう要望は出ていますが、文字多重放送自体の独立的利用、第三者利用やございせんが第三者利用も含めての独立的利用、そういうものについての具体的な提案等々は聞いておりません。

○木下委員 いろいろとありがとうございます。またその具体的な要望等が出ましたら、出たというのか、そちらに出てくるようになりましたら、また教えていただきたいと思います。

それでは、本日議題となっており電波法の改正の中で、外国人に対して相互主義に基づいてアマチュア無線局の免許が与えられるようになるというところは、国際的な常識として広がっていく中で、日本もそのグループに入ること、大変望ましいことと思いたす。

ちょっと細かいことを二、三点質問させていただきたいと思いたす。外国人の開設に必要な無線従事者資格というのはどういうふうになっておりますか。

○田中(眞)政府委員 外国人がこの法案が通りまして実施するという場合に、外国の方が日本でア

マチュアを運用したい、こういうふうな場合でございますけれども、法案にもございまして、日本人が相手の国へ行かれた場合に免許をいただけるかというところが基本になるわけでございまして、従事者資格につきましても、その方が自分の国においてアマチュア無線資格というものを所持しているに於いて、特別なことは、日本での資格は必要ない、それで十分であるというふうな考えでおる次第でございます。

○木下委員 その国によってそれぞれが国家試験をしているかどうかかわかりませんが、日本では日本の試験を受けて取りたいという外国人の方は、日本で試験を受けて取れるわけですか。

○田中(眞)政府委員 取れることになっております。

○木下委員 それから先ほどの答弁の中では、その国での資格があればという感じだったですけれども、その国以外の国で、たとえばいま外国人が日本で取ったというふうな場合、その人はまたその人の母国以外のところでも大体使えるような国際的な問題なのではないか。

○田中(眞)政府委員 それはちょっと国によりましていろいろ事情が変わってくるのじゃないかというふうな思っております。

○木下委員 日本人の場合も外国で免許がどこか取れるような国があるのか、またそこで取れたら日本の国内では試験を受けなくてもこの資格が持てるようになるのか、その点も教えていただきた。

○田中(眞)政府委員 二つ御質問があったかと思いたすけれども、日本人が外国で従事者資格を取れる国というのはどこかあるかというところとが一つあったと思いたすけれども、これまで調査いたしましたところでは、アメリカでは日本人は各級のどんなクラスの無線従事者の資格でも得られるようでございます。またドイツ民主共和国、東ドイツにおきましては、一年以上滞在した者にはアマチュア無線従事者の資格が得られるというふうなことがわかっております。それ以外の

ことについては不明でございます。

二番目の御質問ですが、日本人が外国において何らかの無線の資格をお持ちになって日本に帰った場合に、それが国内で有効であるかということについては、自動車免許とちよつと違ひまして、その点については改めて郵政大臣の資格試験なり電波法に従った形で勉強していただく、こういうことになるかと思いたす。

○木下委員 外人が日本である場合はその国の免許でよくて、その国の免許を持っておる日本人が日本でその免許でできなくて、受け直さなければいけないということは、私は大変矛盾に感ずるのですが、その点どうでしょうか、こんなものでございまいしょうか。

○田中(眞)政府委員 日本人の場合、特別不公平というふうにもとれるわけでございまして、日本人の場合、アマチュアの試験を受けるというところにつきましては、これは言葉の問題もありまして、その程度のものであればあるというふうな考えでおるわけですが、外国人が日本へ来てアマチュアについてその本国の資格を持っておればなせいか。これは、アマチュアというものは使います周波数帯そのものも国際的にも一致しておる、国などによりまして違つておりませんが、それから特に外国、遠いところと交信する場合は、最近では別でございますけれども、昔はトーンであるというふうなことで言葉の問題も余りない、こういうようなことから、逆に申しますと、いまそれじゃ一緒に合わせるということ、外国人が日本でアマチュアをやるときに資格を取りなさい、それは日本語でやる資格だ、こういうことになりました、せつかく今度のうちに相互主義で開放いたしました、その法の精神と申しますか、アマチュアに限っては個人の趣味でやるわけでございまして、せつかくとびらを開いたけれども、開いたことにならない。やはりほとんど日本語で覚えてその日本の郵政大臣の免許を取る、従事者資格を取ることでは、半分閉ざしてしまつたというふうなことになるのじゃないか。

かろうか。それとアマチュアの業務の内容というものを考えたときに、日本ではお取りいだかなくとも本国でお取りいだいておれば十分であらう。特に無線局の扱いについての知識でございすので、これを変なふうに知識不足で運用されると思ひを起こしたりすることなんて、その辺については、日本語の知識のほかに無線設備の知識もお持ちだ、無線通信というものについての良識を持っておられる、そういうふうな判断して道を開きたい、こういう次第でございす。

○木下委員 もう時間が来ましたので質疑を終わりますけれども、いまの点は矛盾があるというふうに私は考えておりますので、これは時期が来れば訂正される方がよろうかと思ひます。どうもありがとうございます。

○堀之内委員長代理 藤原ひろ子君。

○藤原委員 先日各委員会におきまして取り上げられておりますように、四月の九日、午前十三時三十分ごろ、日本の船籍日昇丸という貨物船が米海軍の原子力潜水艦ジョージ・ワシントン号によつて沈没させられた、こういう事件が起きたわけでございます。

この日昇丸には乗組員十五名が乗っており、そのうち十三名は十日の早朝海上自衛隊の護衛艦「あきぐも」によつて救助され、残りの二名が行方不明となり、不幸にも死体で発見された、こういう重大な事件でございす。

日昇丸の二級無線士の資格を持つ熊谷通信長の証言によりますと、米原潜ジョージ・ワシントン号の衝突時、つまり十時三十分ごろ、通信員が執務していた、そのときに左舷の機関室にショックがあった、そして船内の照明が切れてしまった。非常用の電源を入れ、受信送信、それから受信機を作動する状態で船長の命令を待っていた。その後十時三十七分ごろ、船長が命令を出して電信に切りかえて、三回引き続きDEJMTI、北緯の「ホ」でやめてボートに移った、こういうことでございす。ところが、海上保安庁の海岸局でも一般海岸局でも、この遭難の通信を傍受されて

いなかったというふう聞いています。そこで、最初に郵政省にお尋ねをするわけですが、遭難通信、緊急通信、非常通信、こういうものは何のために、どのような方法で行われるのか、またそれを受けた無線局というのはどのように対応しなければならないことになっているのか、お尋ねをいたします。

○田中(眞)政府委員 まず、最も緊急度の高い遭難通信について御説明申し上げたいと思ひますけれども、遭難通信というのは最高度のものではないまして、人命の安全にかかわる最重要の通信であるということ、電波法は、遭難通信を受信した海岸局、船舶局等に対して、最優先かつ即座の応答義務あるいは遭難している船舶または航空機を救助するため最も便宜な位置にありまざる線局に対して通報する等、救助の通信に關して最善の措置をとるべきであるということを決めてございす。それから、遭難通信等に用いられる周波数による聴守義務というふうなものも設けております。そうした角度からあらゆる手段を通じて遭難通信の円滑な即応を図ろうという趣旨のものでございす。

また、海岸局、船舶局等におきまして無線通信に従事する者が、いま申しました遭難通信の取り扱いをしなかった、あるいはその遭難通信の取り扱いを遅延させたということになりますと、一年以上の有期懲役刑が科せられる、このような形になっております。

なお、遭難通信の通信方法と先生いまおっしゃいましたけれども、そういう通信のやり方と遭難通信の取り扱いにつきましては、無線局の運用規則というもので詳細な規定を設けておるわけでございます。

重要度でございす、遭難通信、緊急通信、安全通信、そういうような順序になっておりますけれども、遭難通信というものは最高級に扱われなければならない、こういう規定になっております。

○藤原委員 それでは防衛庁にお尋ねをしたいと思います。

思ひますが、日昇丸の通信長は遭難通信を送った、一方海上保安庁の海上局ではその通信について傍受していないということであるわけですね。今回の事件に關連しまして、ある軍事評論家がこう言っておられます。今回の事故は、米原潜がよほどの油断か、急浮上しなければならぬ理由があつたのだらう、P3Cが上空を飛んでいったというから、上空との送受信、ボラリス発射訓練をしながら高速度で航行中だったとも考えられる、こう述べておられます。そして推測として、日昇丸がSOSを打電する間もなく瞬時に沈没するほどの衝撃を受けたのはそのためかもしれないと述べておられるわけです。しかし、米国の政府及び日本政府が事件の全容を明らかにしていない現在、これらの点につきましては一切不明のままであるわけですね。この事件につきまして、日本政府のみずから米政府に問い合わせ、その真相を徹底的に究明することがいまだ強く求められているわけですね。

当時の事実關係につきまして防衛庁に具体的にお聞きをしたいと思ひますが、遭難しました乗組員を発見した海上自衛艦が、海上に遭難者がいるということを知つたのはどのような状況のもので、どの船がいつ発見したんでしょうか。時間はいつなんでしょうか。お答えいただきたいと思ひます。

○萩説明員 遭難されました十三名の方を発見いたしました救助しましたのは、海上自衛隊の第二十三護衛隊の「あおくも」「あきぐも」の二護衛艦でございす。

この二隻でペアを組みまして第二十三護衛隊と呼ばれておるわけですが、この二隻は奄美大島の古仁屋港で広報活動、PRをしておったわけですが、それが終わりました四月九日の午前九時に、佐世保に訓練をしながら帰るということを出港したわけでございます。

それで北上してまいりまして、四月十日の午前四時二十五分、「あきぐも」の当直士官及び見張り員が、左舷の約十五度、四マイルから六マイル

先にオレンジ色の信号灯が上がっている、これは救難信号でございす、これを確認しまして、「あおくも」「あきぐも」は直ちにその方向に旋針をしたということでございます。そうしまして、それからおよそ二十分後に救命いかだがロープで連結されて流れている、その中に人影があるということ、直ちに作業を開始したわけでございます。それで救助をした結果、その救助をされた人から話を聞きますと、日昇丸の乗組員であり、どうも潜水艦らしきものにぶち当たられたようだという話を聞きまして、初めて事態がわかつたということでございます。

○藤原委員 それでは、発見した後どのようなことをされたのでしょうか。また、海上保安庁のどこに、いつ、どういふ内容で知らされたのでしょうか。十三名の救助は、海上保安庁の説明によりまして、五時八分に終了したというふうに聞いておりますが、それに間違ひないのでしょうか。

○萩説明員 ただいまお話がありましたように、生存者十三名を「あきぐも」に収容して、救命いかだも揚げ終わったというのが、お話がございましたとおり五時八分でございます。海上保安庁との關係につきましては、その前の五時四分に第二十三護衛隊司令、この二艦の最高指揮官でございますが、この護衛隊司令から無線で佐世保海上保安部に、漂流者発見、救助作業を実施中との第一報を送つてございす。

〔堀之内委員長代理退席、委員長着席〕その後海上保安庁より巡視船が出動されまして、十二時四十五分に巡視船「かみしま」に生存者を引き渡したという経緯でございす。

○藤原委員 発見をしたのが午前四時二十五分と先ほどおっしゃったわけですが、保安庁への通報が午前五時四分。そうすると約四十分もかかっているわけですね。これは一体なぜでしょうか。また、保安庁の説明によりますと、第一報の内容は、北緯三十一度二十八分、東経百二十九度二十分、漂流中のゴムボートを発見、船名は日昇丸、船籍は愛媛県、十三名乗っているゴムボートを救

助中ということでございますが、これに間違いはないでしょうか。

○萩説明員 先ほども申し上げましたように、四時二十五分に左十五度前方大体四マイルないし六マイルに信号灯を見つけたということで、それから現場に向かったわけでございます。それで、船二隻で信号灯が見つかったからすぐ引き揚げられるというわけではございませんで、波風ございいますから、そういうことで、二十五分に発見してから救助を開始したのが四十二分ということで十七分後ということでございます。それで五時四分に海上保安部にその旨を通知で、五時八分に生存者の収容を完了したということでございいます。

○藤原委員 いままでの説明を整理してみますと、まず第一に、護衛艦は信号弾を見て現場に急行した。それは海上で緊急事態が起きているということであるわけですね。それを知って現場に向かった。二つ目には、救助作業の開始が午前四時四十二分だ。三つ目には、そして救助が終了する直前の午前五時四分に保安庁に初めて通報した。そのときに、船籍は愛媛県、船名は日昇丸、人数は十三名、こういうことまで通報しているけれども、行方不明者二名いるということは言っておられないわけですね。船籍、船名までわかったのに、行方不明がいるということがその時点でわからなかった、こういうことになると思うわけですね。この点ですが、防衛庁はこのような大事なことが、重大な問題がなぜ通報できないのか。全員の救助が終わるまでこの行方不明者が二名いるということがわからなかったのでしょうか。いかがでしょう。

○萩説明員 十三名を直ちに救助活動をし、まして、先ほど申しましたような時点で救助活動がまず終わりました、十三名から事情を聞きましただころ、まだ二名残っているということで、残る二名の捜査をその時点で直ちに開始したということでございます。

○藤原委員 いまの御答弁では国民は納得するものでは

のではない。特にこの新聞には、遺体なられた御主人に対して、本当に新聞記事を読んでも胸が痛むというふうな状況が出ていますわけですから、発見したのが午前四時二十五分、海上保安庁に第一報を入れたのが午前五時四分、救助し終わったのが午前五時八分という時間であるわけですから、発見してから第一報を入れるまでの時間、実に四十分かかっているわけですね。そういう答弁では私は納得がいけないわけですが、わが党の質問者が他の委員会ですけれども、わが防衛庁はこれでお帰りたいだいて、次に海上保安庁の方にお尋ねをしたいと思ひます。

海上自衛隊の護衛艦「あきぐも」からの通報というの、電波法の第五十二条で言うところの遭難、緊急、安全、非常その他の通信に分類するという通信に属するのでしょうか。いかがでしょう。

○藤原説明員 どれに該当するかといひますと、目的外通信ということになります。

○藤原委員 それでは海上保安庁は、船籍愛媛県、それから船名は日昇丸、十三名救助という第一報を聞かれてどのような措置、つまり対策ですね、これをとられたのでしょうか。第一報を聞いた後はどのような具体的な行動をとられたのでしょうか。さらには、第二報は何時に聞いて、聞いた後は何をされたのか。その点御説明いただきたいと思ひます。

○藤原説明員 先ほどから出ておりますように、午前五時四分に護衛艦の「あおくも」から佐世保海上保安部に第一報が入ったわけですが、これもこれはまだ救助中ということでございます。この点で、当庁といたしましては遭難に関するいろいろな情報の収集をしておたところでございます。第二報が入りましたときに二名行方不明というところが判明いたしましたので、海上保安庁といたしましては直ちに巡視船「さつま」それから「かみしま」を出動させるとともに、航空機二機を出動させまして、捜索等を開始いたしております。その後は、御案内かと思ひますが、六時二十五分

から第十管区の海上保安本部の通信所におきまして、無線電信あるいは無線電話で一般航行船舶に對しまして二名の方の行方不明に留意していただくようにというふうな緊急放送をしております。それから以後につきましては、遭難の方を自衛艦から引き継いで串木野まで運ぶとか、あるいは漂流物の発見をいたしますとか、油の発見をいたしましたとか、そういうことがございました。

○藤原委員 いまおっしゃいましたように、第一報で救助中の通報があった。つまりそれは、船籍は愛媛県、それから船名は日昇丸、十三名が救助、こう言ってきた内容であるわけですね。海難救助の使命とする保安庁ですから、ここには当然日本の船舶のことに關する書類というのはいくらも備えつけられているはずですね。つまり日本船舶明細書、これを見れば、これに該当する船が何隻あるわけですね。一番大きい船だと考えれば、乗組員が十三名というはずがないわけですね。も

っと多いはずなんです。ここにも「職員」「九」と書いて「十三」「日昇丸」と書かれているわけですが、そうすれば、護衛艦が行方不明者がいると言つてこなくても、保安庁としては、これは行方不明者がいるぞ、こういうふうな思われても当然だと思うのです。備えつけてあるこれを見ただけでも、私たちでもすぐわかるわけですね。もしましたら、通報はないけれども行方不明者がいるんだ、大変だということでは航行中の船舶に対して直ちに、一分一秒を争つて通報しなければならぬ、こういうふうな思ふのです。この通報が相当おくれております。これはなぜでしょうか。

○藤原説明員 私どもといたしましては、確実な情報をつかまないと、ちよつと緊急放送などがしにくいことがございまして、鋭意内容を、情報を懸命につかんでおたということでございます。○藤原委員 人命にかかわることですからね、確実なこと、もう死んでしまった、浮いているかもしれないというふうなことを通報したって何もないわけですからね。ひよつとしたら行方不明者がいるから、極力みんなで応援をして人命を救助するために協力してくれ、こういうことを通報されてあたりまえなのに、確かに行方不明なのかどうかというふうなことでしつかりと確かめなければそういう通報ができないというふうなことは、私は本当におかしいと思ひ、行方不明であつた野口船長と松野下という一等航海士の方、この二人の遺体が昨夕発見されたわけですね。この一等航海士の方の奥さんはまだ四十歳そこそこです。中学一年生と四年生の子供がおられる。部屋に閉じこもつたままで出てこない。アメリカ領事館からお見舞いに行くと言つても断つたというふうな書かれていたわけですが、私は、これを読んだ本当に新たな悲しみと心からの怒りを禁じ得ないわけなんです。

何かしようがあつたんじゃないか。お二人とも日昇丸と書かれた救命胴衣をつけて、万全の装備をして救助を求めていたわけですね。少なくとも発見した時点で、連絡を受けた時点で一刻も早く救助の手が差し伸べられていたなら、私は助かった、助かつたんじゃないかというふうにも考えるわけですね。その人の運命だからいたし方ないな、と云う方もあるかも知れませんが、これでもって万全の策を講じたとは言えないというふうな素人目にも判断するわけなんです。一刻も早く救助の手を差し伸べなければならぬ、それが海上保安庁の任務だろうというふうには私は思ふわけです。

電波法の第六十四条に基づきまして、海岸局及び船舶局の場合は一時間のうち二回も沈黙時間がつくつてあるわけですね。このような場合に緊急の通報ができるようになってくるのに、なぜそれをやらないで、五時四分に通報を受けてから六時二十五分まで付近の船舶に対する通報をしなかつたのか、これも全然納得のいかない話であるわけですね。先ほどの護衛艦のつた行動といい、いづれも遭難通報として扱っていないわけですね。きょうは電波法の改正を審議する日でもありませんから、私はこれ以上は深く質問をいたしません

けれども、米軍の行動といい、自衛隊の護衛艦の行動といい、大いに疑問の残る問題であるということ強く指摘をしておきたいと思うわけでございます。この点ぜひそれぞれの部署で今後徹底的に明らかにしていただきたい、強く要望もしておきたいと思ひます。

それじゃお帰りにたいて結構でございます。では、今回の法改正に関連をいたしまして幾つかお聞きをしたいと思ひます。

先ほど同僚委員からも質問がありました不法無線局の問題についてお尋ねをしたいと思ひます。特に違法な市民ラジオによりますテレビやラジオの受信や小型漁業無線への妨害、混信、これは見過ごすことのできない事態になっているわけですから、これらの不法無線局の実態についての把握をされているでしょうか。摘発件数、市民ラジオによる受信妨害などの苦情件数、これも一緒にお答えをいただきたいと思ひます。

○田中(眞)政府委員 不法市民ラジオの実態でございますけれども、その不法無線局の九〇%以上は、わが国では使用を認めておりませんいわゆるハイパワー市民ラジオと呼ばれます無線局で占めているわけでございます。このハイパワー市民ラジオは不法な多くのチャンネルと申しますか、周波数を強力な電力で出すということで、大半は長距離トラックあるいはダンブカー等の車両に取りつけられておりまして、運転手仲間の雑談あるいは道路情報等の連絡に使われているというような実情でございます。これらの中にはいわゆるチャンネルと申しますか、周波数ごとに愛好者グループというようなものをつくって運用しているものがあり、さらに一部悪質なものは暴力団が介入しておるといふようなことも聞いておる次第でございます。

このハイパワー市民ラジオから出される電波でございませうけれども、出力も大きい、また電波の質も余りよくないというようなことで、発射地点に近い一般家庭のテレビあるいはFM放送の受信に障害を与える、あるいはいまいましいましたように、沿岸漁業に使用しております周波数に近いということで、沿岸漁業用の無線局に混信を与えておる。また場合によっては、その近くに遭難用の周波数もあるわけでございますけれども、そうした周波数にも障害を与えるおそれが考えられるわけでございます。

次に、取り締まり状況でございますけれども、最近五年間を申し上げますと、監視の結果捕捉しております局数が、五十年五十九百六十六局、五十一年度四十五百二十九局、五十二年七千七百七十二局、五十三年一万二千三百九十九局、五十四年度は二万九千九百五十九局というような多数に上っております。

それから、措置局数、措置というのは告発ないし行政指導をしたものでございませうけれども、不法であることを捕捉した上で何らかの措置をとりました数字を挙げたいと申します、五十年四千九百七十七局、五十一年度八千三百二十二局、五十二年四千七百七十七局、五十三年五千二百六十六局、五十四年度三千三百九十八局というような形になっておるわけでございます。

そのうちで告発いたしましたのが、五十年が六十八局、五十一年が八十九局、五十二年が百二十一局、五十三年が百十局、五十四年度が四十六局、そのような数字になっておるわけでございます。

いま申しました数字が不法無線局でございまして、そのうちの大多数が不法市民ラジオ、ハイパワー市民ラジオと称されるものでございます。

○藤原委員 この不法無線局の九割が二十六メガヘルツ帯から二十八メガヘルツ帯までの周波数を使用するといふ不法な市民ラジオであるわけですね。これらわが国では使用できない多チャンネル、高出力の送受信機で、いまおっしゃいましたように一般にハイパワー市民ラジオ、こういうふうな言われているわけなんです。こうした不法市民ラジオの急増の原因ですね、どのように考えたいと思ひます。

○田中(眞)政府委員 先ほどの数字でもわかりますように、ハイパワー市民ラジオといふものは、もととはアメリカへ輸出しておいた機械で、これは実は市民ラジオは二十六メガから二十八メガ帯の周波数帯を使っておるものでございませうけれども、日本とアメリカでは制度が違っております。これにつきましてはやはりいろいろ事情があるわけでございませうけれども、日本の場合、電力で言いますれば〇・五ワット、海上だと〇・一ワットに制限していただいている。周波数のチャンネルの数も八つ、こういうようなことでございませうと二十三チャンネル、最近四十チャンネルにふえたというようなことも聞いております。また電力も〇・五ワットに比べて十数倍の値まで許可されておる、こういうことでございませうけれども、そのアメリカ市場に向けて日本からかなりの輸出がなされておったわけでございませうけれども、アメリカの国内事情でこの市民ラジオを扱う規則が変わった。また従来輸出しておりました程度の質では許可にならなくなった、こういうようなことで、アメリカ輸出向けに出されておったものがアメリカで売れなくなって日本に返ってきた、逆流された、納め切れなくなった、そういうようなことでダンピング等によりまして不法に販売されたというところでございませう。

そういうことで私もいたしまして、その摘発に努めようということ、あるいは関係省庁、関係団体の協力を得まして、こうした機器は日本では違法でございませうというようなことで、通産省とも相談いたしまして、いろいろ法令周知を年間を通じて広報活動をする。また一方、監視の機能を強化いたしまして捕捉するというようなこと、いろいろやっておりますわけでございますけれども、不法無線局として捕捉しますためには、現在のところ郵政大臣の免許を受ける必要があるわけですが、開設だけでは、あるいは車に積んで運んでいるだけでは規制できない。運用の実態をつかまえ、記録をとり、何月何日に運用し

ておった、そういう事実を突きつけない限り規制することができない、そういうような観点からいたしまして、ただいま御審議いただいております法の中で、郵政大臣の免許を得ないで開設しております、電波が発射し得る状態になるといふ時点をつかまえて規制に持ち込みたい、こういうことで御提案申し上げておる次第でございます。

○藤原委員 輸出用であった製品が国内に輸出したということが主な原因だといふふうにおっしゃっているように思ふのですけれども、電波といふものは限りある資源ですね。国民の共有財産でもあるわけですから。現在では日常生活の上でこれはもう欠かすことのできないものであるわけですから、不法な機器が製造されたり販売をされたとしても、単に取り締まりの強化というだけでなく、電波法に違反する無線設備の製造販売についても必要な対策をとるべきだといふふうに思ふわけですが、郵政省の御意見を聞きたいのです。時間がありませんので、大体先ほどの理解ができておりますから、通産省としてこういった事態についてどういう対策を持っていこうと思ひます。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。私もいたしまして、輸出用のハイパワーの市民バンドラジオが国内で販売され電波障害を起しておることは非常に遺憾なことだ、このように考えておることは、従来とも郵政省と協力をいたしながら、たとえば不法電波一掃月間の際など、機会をとらえましては製造業者団体、販売業者団体に電波法上使用する認められていないような機器の製造販売は厳に慎むように通達を出すことによりまして、現在まで指導してきておるところでございます。

なお、この生産、販売の規制についていかがかというところでございませうけれども、今次の電波法改正でこの不法電波、不法C Bラジオにつきましてもの対処措置も含まれておりますので、これらの効果を見ながらさらに郵政省さんと御協議してま

いたい、このように考えております。

○藤原委員 このようなハイパワー市民ラジオであるとか高出力の小型発信機というような違法な機器を取り締まっていって、どうしても製造販売についても郵政省と通産省が必要な協力をして全力を挙げていただかなければならない。今後ともその点強力に御努力をいただきたいというふうに思います。

時間がありませんので、最後に私は提案を含めて申し上げたいと思いますが、アマチュア無線従事者の国家試験の問題ですね。アマチュアの無線は電波を広く国民に開放していくという上で大変大きな役割を示しておりまして、災害時における通信の確保などに大きく貢献してまいりました。五十四年度のこの試験の申告者数は十七万四千七百八十九人となっております、年々増加をいたしております。アマチュア無線技士の有資格者というのとは十年前の四倍になっているというふう聞いております。今後とも広く門戸を開いて、試験制度として充実をしていかなければならないと思うわけですが、特に私は体の不自由な方たちですね、こういう方たちへの便宜についての対策をいろいろと考えてもらいたいと思うのですけれども、養成課程の方でとられている措置について簡潔にお答えをいただきたいと思ひます。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。身体の不自由な人に対するアマチュア無線技士についてどのような配慮をしているかということについてでございますけれども、点字による試験及び口述による試験ができるようなことになっております。

それで、目の見えない者に対する従事者資格の問題でございますけれども、三十三年度から電話級アマチュア無線技士の門戸を開き、四十年から電信級アマチュア無線技士につきましてそれぞれ口述によって試験を行っております。また第一級、第二級の非常に電力の高いアマチュア無線技士に対しても、昭和五十三年から門戸を開放し、試験を受けていただけるようにしたわけでござい

ます。

それから、目の見えない方を除く身体の不自由な方でございますけれども、答案の筆記は無理だ、適当でないとい認められる者に対しては、四十八年から電話級アマチュア無線技士、それから昭和四十九年から電信級アマチュア無線技士の試験に当たりましては、それぞれ口頭で解答を述べられるというようなことにしております。また第一級、第二級アマチュア無線技士につきましては、一般の方と同じ一般的な方法で実施をしております。

それからさらに身体の不自由な受験者の場合には、必要に応じて介添え人が要するというような場合には試験室へも入室を認めるというようなこと。

それから療養施設等に出張して行います国家試験でございますけれども、予算も限られ要員も非常に厳しい状況にはございますけれども、十分にその実情を考慮いたしまして、できる限り要望に添うように、私も努力しておりますつもりでございます。

あるいは先生の御質問は養成課程というふうな御質問だったかと思ひますが、一般に私も特にアマチュアの無線従事者国家試験につきまして、身体障害者の方にできる限りのことをしたいということで努力をいたしております。お話し申し上げた次第でございます。

○藤原委員 私もハムをやっております方々にお会いしてお話を聞いてきたんですけれども、たとえば大阪の身体障害者団体連合会の事務局長をやっております田中逸郎さんという方ですけれども、障害者の中で自動車運転する人も大変多くなつてきている、山道などで故障したときにハムの仲間と呼びかけて助かったという例をいろいろお話ししてくださったわけです。

このように、アマチュア無線が重要な役割を障害者の方たちに対して持つていているということを聞きまして、私はぜひこれをやっていただきたいと思うので提案があるのでございますけれども、障害者

の方たちにとって全国十カ所で行われる試験会場、ここに行くのに大変だというのですね。行きますと、それこそ小学生からお年寄りまで非常に幅広い方たちが受験しにいられているのですが、試験官の方に聞いてみますと、これはもう大変だということですね。そこで、障害者の施設などへ試験官の方が出向いていただいて、日が違つてもいいわけですから、試験問題さえ種類かつかつていただければいいわけじゃないかと思ひますが、そういう施設で要望の強いところに出向いていただいて養成課程をもつて開いていただく、またいま申しました障害者施設などでの出張試験、こういうことを考えていただいたらどうだろうか。ことは国際障害者年でもありますから、聴覚障害者の場合でも視覚でできる機器の開発、こういうものもこれだけ科学文明が進んでまいりましたから不可能ではないのじゃないか。国際障害者年に当たって、そういう出張試験であるとか、それから聴覚障害者に向けての視覚による機器の開発とか、こういうやり方をぜひ検討していただきたい。それを強く要望して終わります。いかがでしょうか、検討していただけるでしょうか。簡単に結構でございます。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。ここに、先生先ほど御質問の養成課程について、身体障害者についての実施状況も参っておりまして、五十三年度六月五日から六月三十日まで、蓮田市というところの埼玉県筋ジストロフィー黒浜訓練センターということで、受講者は三十二名の方がお受けいただいております。それからまた、同じく五十三年度九月九日から十月二十二日にかけて、大阪市の市立盲学校におきまして、盲人の方に十九人受講していただいております。うなことでございます。また五十四年度におきまして、先ほど申しました大阪市の市立の盲学校で十六人の受講者に対して、また五十四年度の十月には四街道町の国立療養所下志津病院の筋ジストロフィーの三十八名の方を対象にして養成課程の講義も開いております。

また国家試験についての出張試験でございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、予算、人員等限られておりますけれども、できる限り御要望に沿うような形で続けてまいりたいというところでございます。

○藤原委員 終わります。

○佐藤委員長 藤原ひろ子君の質疑は終わりました。

竹内勝彦君。

○竹内(勝)委員 この電波法の質疑に入る前に、同じ電波の問題でございますので、若干関連した問題をお伺いさせていただきます。時間もあれですので、的確に簡明にお答えいただければ結構だと思います。

まず、先般来新聞報道などで問題になっておりました北海道テレビの岩澤社長問題で伺いたいと思ひます。御承知のように電電公社の経営委員でもございましたこの岩澤氏は、代表権の乱用ということでテレビ公社の株を質権として運用していたことが去る事件で明るみに出しました。今後同様なケースが考えられないともいへません。

そこで伺っておきたいわけでございますが、全国のテレビ公社の社長の自社株の保有状況、一%以上保有している会社数が五十一社あると伺っておりますが、この保有割合というのはどうなっておりますか。

○田中(眞)政府委員 お答え申し上げます。最高の社の場合は一〇%、最低の場合は一%でございまして、平均いたしますと四・九%というような数字になっております。

○竹内(勝)委員 今回の岩澤氏の事件を通して、郵政省として放送局の免許を与える立場からどのようなとらえておるか。公共性の非常に強い電波を扱うという点から、単に一般の事業経営とは違うと思うわけですね。そういった意味で今後どうしていくのか、その見解を伺っておきたいと思ひます。

○田中(眞)政府委員 現在の電波法、放送法のもとでは言論報道機関としての放送事業者の自主性

というものを高度に尊重するという観点から、民放の経営者に対しては自主的な経営権というものを保障しているところがございます。ところで、このたびはたまたま御指摘のように、北海道テレビが株式投機というものに關連して多額の負債を抱えた、それで社長は辞任し、会社に対する不信も持たれるという状況になっているわけで、公共性の高い放送事業の経営のあり方が問われておるということで私どもとしてきわめて残念に考えておる次第でございます。

北海道テレビの今後の対策についてでございますけれども、同社におきまして、社の債権債務の状況というものを早急に把握して、現在真剣に検討を進めておるといふようなことでございますので、この具体的な再建策というものが固まるまでは若干時間をいただきたいということでございますが、郵政省としましては、その会社側の検討状況、対策の立て方、そういうようなものに基づきまして適切に対処していきたいというふうに考えておる次第でございます。

○竹内(勝)委員 では次に同じく郵政省所管にかかわる問題をお伺いしておきたいと思ひます。全国有線音楽放送協会というのがございます。これに加盟している業者の数は何社くらいございますか。

○田中(眞)政府委員 いわゆる有線音楽放送の事業者を取りまとめている団体でございますけれども、四団体というふうなことでござります。事業者数は百九十二というふうに把握いたしております。

○竹内(勝)委員 この指導監督の責任のある郵政省として、加盟業者が違法行為を行っている実態、これは把握していると思ひますけれども、有線ケーブルの無断架設について道路法違反で東京地裁で有罪判決が出たことと同時に、また去る四月三日、府中市で道路上に低くたれ下がった有線音楽放送ケーブルがトラックの積み荷にひっかけてられて切れ、下を歩いていた少年を直撃した、そして大けがをさせる事件が起きました。この有線

音楽放送ケーブルは電柱の使用申請契約をしていない無断利用だ、こういうことが報道されております。この状況をどのように判断し、どんな見解を持てているか。同時に郵政省としてこの問題にどう処置をとったのか、御説明ください。

○田中(眞)政府委員 最近の裁判で問題となりましたような電柱の無許可利用者の実態あるいは道路不法占拠の状況ということでござりますけれども、電柱への無断架設の実態といたしましては、五十五年三月末現在で電電公社柱で申しますと約三十五万五千本、電力会社柱が約二十五万本、その後もふえておるといふふうに聞いておるわけでございます。

こうした音放線の設置に当たりまして、他人の電柱に無断で添架する、そして音放業務を行うわけでござりますけれども、正直に許可をとって業務を行っている業者がばかを見ると申しますが一日も早く秩序立ったものにする必要があるというふうなことでございまして、先日の委員会でもお話が出たかと思ひますけれども、請願も出ておる、その請願の趣旨に沿ひましてその具体的対策について関係機関、郵政省、建設省、通産省、電力会社、電電公社等と協議中の段階でございします。

それで最近も関係機関との対策会議、いろいろ開いておるわけでございしますけれども、三月六日には正常化のための具体的条件及びそのプロセスをどうするかというのが議題になっております。三月二十三日には有線音楽放送事業に対する郵政の基本姿勢の明示と正常化のための具体的対策をどうするか、それから四月十四日には、判決が出たわけですから、判決に対する考え方及び今後の対応、特に一柱一条原則の見直し、事業者への指導等、そういうようなことで、午前中も御指摘がございましたけれども、法の問題、含まれていろいろ問題いろいろあるわけでございしますけれども、私どもも前向きに検討したいというふうに考えておる次第でございします。

○竹内(勝)委員 ぜひそのようにお願いしたいの

ですが、請願の採択についても、法案作成中であるときの本委員会におきましても御答弁いただきました。違法行為を行っている業者に対してどのような措置をとるか、法案作成によってもしも現在まで違法行為をきた業者を認めるといふような形をとるならば、郵政省として違法行為を是認することになってしまうわけです。これは正規の手続を行い、法を守ってきた業者に比べては死活の問題になってまいります。違法行為業者をそのまま認めるということは監督官庁としての責任になってくると思ひますけれども、そういう面も含めて御答弁ください。

○田中(眞)政府委員 先般の東京地裁におきまして有罪判決というものも踏まえまして、今後とも違反大手事業者及び関係団体に対し強力に監督指導を続けてまいりたいというところでございします。

郵政省といたしましては、そうした指導の立場から有線音楽放送業務の運用に対する基本的姿勢というものを明確にするとともに、違法行為に及んでいる背景というものも考慮に入れなければいかぬ。いずれにいたしましても、公平な立場で自由に競争できるような環境を整備する必要がある。そういう観点から、関係機関の協力を得まして法的問題も含めて検討していきたいと考えておる次第でございします。

○竹内(勝)委員 今回の電波法の一部を改正する法律案の中で、郵政省からいただいた資料によれば、電話級アマチュア無線技士の資格試験あるいは落成検査施行、こういったときの収支の状況を見ると赤字の状況でございします。このような試験を公益法人におろすということは幾ら行政改革と言いつても許されるのかどうか、そういう面をお伺いしたいと思ひます。

○田中(眞)政府委員 その辺二つあるわけでございしますけれども、まず国家試験の方でございしますけれども、現在国家試験は無線従事者、十七資格あるわけでございしますけれども、それを年二回施行しておるといふことでございしますが、そのうちの大多数を占めますところの、さしむき電話級の

アマチュアを考えておるわけでございしますが、これは十五万人という予想でございします。現在のところどうしておるか申しますと、非常に数が多いわけでございしますけれども、年二回四十日ほどやっておるわけでございしますが、この国家試験センターというものにおろしますと平均化されるであろう。そうしたことでいまのところ、いままでのやり方ですと直接携わる者のほかにアルバイトあるいは他部課の応援というふうなことで一人の者を投入しておるわけでございしますけれども、この構想では、特に東京においては常設しよう、毎週でも試験をやれるようにしようというふうなことで平均化しよう、そうすると人件費も平均化されて、いつでも受けられるわけでございします。そうしたもののによる平均化と機械化等によりまして、私ども再三再四収支状況を計算したわけでございしますが、現時点では、現在二千円でございしますけれども、その程度の額で十五万人、これも年がら年じゅう試験を受けられる形になるので多少はふえるのじゃないかというふうなことも計算の中に入れたらございしますけれども、そうしたことから能力が上がり、平均化され、数字も上がるというふうなことで収支は償うであろう、国がやる場合と同じにやれると考えておる次第でございします。

それから、技術基準適合証明制度のものでございしますけれども、これにつきましては対象の機種としていま考えておりますものについて見てみますと、五十六年度で七千件から八千件ぐらいのもの対象になるうかと思ひますけれども、これも大量に持ち込んでいただきますと、一カ所で自動化した機械で測定するというような形で十分収支が償えると考えておる次第でございします。

○竹内(勝)委員 そういうつもりでやるのは結構でございしますけれども、いま郵政省が直接施行しておる場合には赤字になっておる、こういった面から、もしも公益法人に委託したとして、赤字になった場合の解消策、受験料等の値上げをするの

かあるいは国庫補助金等で手当てをするのか、また公益法人の収支において、たとえばその反対に剰余金が出た場合には国庫納付にすべきだという考え方もあるわけですが、そういう場合どうするか。受給料等は本来国庫にすべて納入されているわけですが、この法改正によって第三者への委託となればその分だけ国庫の減収となるのじゃないか、いま緊急の課題となっている財政再建に逆行することになるのではないかと思ひますけれども、その点はどうでしょう。

○田中(眞)政府委員 いろいろ御質問をいただいたようでございますけれども、午前中も問題になりましたけれども、この手数料をどうするかという点につきましては、原価に見合う価格というようにございまして、考えております対象が公益法人というようにございまして、公益法人は元来営利団体ではないというようにございまして、仮に収益が上がり過ぎたというようにございまして、それに見合った価格に下げざるべきであると考えておりますし、マイナスの面につきましては、収支が赤字になっても国庫補助金というものは考えておりません。それなりに努力をしていただいて、許される手数料の範囲内で収支を償っていただきたいと考えておる次第でございます。

○竹内(勝)委員 時間ですのもう一問で終わります。大臣、最後に答えてください。

この公益法人をいまつけることの目的、どういう理由か。一般に官民一体となって安上がりな政府づくりを目指して行政改革に取り組もう、特に鈴木総理は政治生命をかける、こう言っております。こういう中で高級官僚の政府関係機関への天下りが国民的に批判されている折、このような法人をつくることは、とかく天下りが少ないと言われている郵政省の天下り機関を反対にふやすのではないかという印象を与えることは、電波行政を担当する郵政にとっても好ましいことではないと思ひます。そういったことはまずないと思ひますけれども、その点大臣としてどんなふう

考えておりますか、述べてください。

○山内国務大臣 公益法人ができました場合にそれがやるかという問題でございしますが、ある程度の知識がないと困る場合もございまして、民間の方でも十分な知識を持つておられる方もございまして、そういう点をよく検討して決めてまいりたいと思ひます。

○竹内(勝)委員 終わります。

○佐藤委員長 竹内勝彦君の質疑は終わりました。これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○佐藤委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。電波法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○佐藤委員長 起立総員。よって、本案は可決いたしました。

なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔賛成者起立〕
〔賛成者なし〕と呼ぶ者あり
○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐藤委員長 次に、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、提案理由の説明を求めます。山内郵政大臣。

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○山内国務大臣 郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主な内容を御説明申し上げます。

この法律案は、現在実施しつつある為替貯金業務のオンライン化に伴い、国民の要望にこたえて郵便為替及び郵便振替のサービスの改善を図る等のため、郵便為替法及び郵便振替法について所要の改正を行うものであるとあります。

まず、郵便為替法の一部改正の内容について申し上げます。

第一は、普通為替及び電信為替につきましては、受取人が為替金の払い渡しを受ける郵便局を差出人に原則として指定していただいておりますが、利用者の利便を図るため、どこかの郵便局においても払い渡しを受けることができるようにしたいとするものであります。

第二は、普通為替証書を亡失した場合につきましては、利用者の利便を図るため当該普通為替証書の有効期間の経過前におきまして、差出人もしくは受取人の請求により普通為替証書を再交付することまたは差出人の請求により為替金の払い戻しをすることとしたいとするものであります。

第三は、電信為替の払い渡し方法といたしましては、現行法上電信為替証書を発行しこれと引きかえに払い渡し方法及び受取人に現金を送達して払い渡す方法がありますが、これに加えて、郵便局の窓口で受取人に現金を交付することにより払い渡すことができることとしたいとするものであります。

第四は、普通為替証書及び電信為替証書の一枚当たりの金額の制限額を、社会経済情勢の推移にかんがみ、現行の十万円から百万円に引き上げることとしたいとするものであります。なお、

これに伴いまして、普通為替及び電信為替の料金につきましては所要の調整を行うほか、電信為替の料金につきましては、現行法において電信に関する料金を基準として省令で定める金額を加えていることに加え、郵便に関する料金を基準として省令で定める金額を加えることとしたいとするものであります。

第五は、郵便為替の料金につきまして、一時に多数の利用の申し込みをする郵便為替等で一定の基準に適合する場合には、省令で定めるところによりその料金を低減することができることとするものであります。

以上のほか、小切手、郵便振替の払い出し証書等の証券または証書を為替金に充てることができることとする等の内容を織り込んでおります。

次に、郵便振替法の一部改正の主な内容について申し上げます。

第一は、小切手払いにつきましては、郵便振替業務の総合機械化によりまして、小切手を振り出した加入者の振替口座の現在高が郵便局の窓口で即時に把握できることとなりますので、小切手払い口座を廃止し、振替口座の現在高の範囲内で小切手払いの請求ができることとしたいとするものであります。

第二は、通常現金払い及び電信現金払いにつきましては、受取人が払出金の払い渡しを受ける郵便局を、加入者に原則として指定していただいておりますが、利用者の利便を図るため、どこかの郵便局においても払い渡しを受けることができるようになりたいとするものであります。

第三は、通常現金払い及び電信現金払いの払い渡し方法といたしましては、払い出し証書と引きかえに払い渡し方法及び受取人に現金を送達して払い渡す方法がありますが、これに加えて、郵便局の窓口で現金を交付することにより払出金を払い渡すことができることとしたいとするものであります。

第四は、払い出し証書及び簡易払いの支払い通知書一枚当たりの金額の制限額を、社会経済情

にて散会いたします。
午後三時三十八分散会

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律

（郵便為替法の一部改正）

第一条 郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「差出人が現金を郵便局に差し出したときに、その郵便局において、差し出された現金を」を「郵政省は、受け入れた為替金に改め、」を「差出人が指定する払渡郵便局（その指定がないときは、受取人が選択する払渡郵便局）において」を削る。

以上のほか、外国郵便振替に関する料金で条約にその範囲が定められていないものにつきましては、万国郵便連合の郵便振替に関する約定に規定する料金を超えない範囲内で省令で定めることができることとする等の内容を織り込んでおります。

なお、この法律の施行期日は、昭和五十六年十一月一日といたしております。ただし、総合機械化の進捗状況等により、サービス改善の実施期日が異なるものにかかわる改正規定等につきましては、これと異なる施行期日を定めることといたしております。

以上、この法律案の提案理由及び主な内容につきまして御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は明日に譲ります。
次回は、明二十三日午前九時五十分理事會、十時から委員会を開会することとし、本日は、これ

便局において」を削り、同条の次に次の二条を加える。

第十条の二（証券等の為替金への充当） 次に掲げる証券又は証券は、省令で定めるところにより、その表示する金額で受け入れる為替金に充てることができる。

一 小切手

二 郵便為替証書（普通為替証書、電信為替証書又は定額小為替証書をいう。以下同じ。）

三 郵便振替の払出証書及び支払通知書

四 前三号に掲げるもののほか、手形交換所においてその表示する金額により決済をすることができ、又は郵便局においてその表示する金額による払渡しを受けることができる証券又は証券の種類で省令で定めるものに属する証券又は証券

前項の規定による為替金への充当に係る郵便為替については、当該証券又は証券につきその表示する金額による決済又は払渡しがあった後でなければ、郵便為替証書の発行その

一 普通為替

為替	金額	料金額
五千円以下の場合	五十円	
五千円を超え、一万円以下の場合	五十円	
一万円を超え、五万円以下の場合	百円	
五万円を超え、十万円以下の場合	二百八十円	
十万円を超え、五十万円以下の場合	三百八十円	
五十万円を超え、百万円以下の場合	四百八十円	

二 電信為替

次の表の料金額と郵便に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額

為替	料金額
五千円以下の場合	二百円
五千円を超え、一万円以下の場合	二百九十円

他の為替金の払渡しに係る取扱いをしない。

第十条の三（為替金に充てられた証券等の決済不能等） 郵便為替の為替金に充てられた証券又は証券につき、郵政省の責めに帰することができない事由により、その表示する金額による決済ができなかつたとき、又はその表示する金額による払渡しを受けることができなかつたときは、その為替金の受入れは、初めからなかつたものとみなす。

第十一条の見出し中「払渡」を「払渡し」に改め、同条中「前三条」を「第八条から第十条まで」に改める。

第十二条第二項中「普通為替証書、電信為替証書又は定額小為替証書」を「郵便為替証書」に、「以て」を「もつて」に改める。

第十六条中「十万円」を「百万円」に、「但し」を「ただし」に、「売さばき」を「売りさばき」に、「取扱」を「取扱い」に改める。

第十七条第一項を次のように改める。
郵便為替の料金は、郵便為替証書一枚につき、次のとおりとする。

一万円を超え、五万円以下の場合
五万円を超え、十万円以下の場合
十万円を超え、五十万円以下の場合
五十万円を超え、百万円以下の場合

四百円
五百九十円
七百九十円
千円

三 定額小為替

為替	金額	料金額
千円以下の場合	十円	
千五百円及び二千円の場合	二十円	
二千五百円及び三千円の場合	三十円	

第十七条第二項中「第九条の規定により差出人から差し出された現金の額に相当する現金を、為替金として、差出人の指定する受取人に送達することにより払い渡す取扱をする電信為替」を「電信為替において電信為替証書を発行しない場合」に、「十万円」を「百万円」に、「これを「超える」に改め、「電信為替の料金の額に、四十円を加えた」を削り、同条第三項中「十万円」を「百万円」に改め、同条第四項を次のように改める。

郵便為替の料金は、差出人からこれを徴収する。

第十八条に次の一項を加える。

多数若しくは定期の為替金の受入れに係る郵便為替であつて省令で定めるもの又は為替金の額に相当する現金を受取人に交付することにより為替金を払い渡す電信為替については、郵政大臣は、これらの取扱いに係る費用を参酌して、省令で定めるところによりその料金を低減することができる。

第十九条第一項中「左の」を「次の」に、「四」を「五」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「四」を「五」に改め、同項を同項第三号とし、同項第四号中「前二号」を「前号」に、「因つて」を「よつて」に、「取扱をしなかつた場合におけるその取扱の料金を」を「取扱のその他の省令で定める郵便為替に関する取扱の全部若

しくは一部をしなかつた場合又は郵便為替に関する業務に従事する者の過失によつてこれと同様の結果を生じた場合におけるその取扱の料金の額又はその範囲内において省令で定める額」に改め、同項を同項第三号とする。

第二十一条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「電信為替証書」を「普通為替証書又は電信為替証書」に改める。

第一章中第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二(省令への委任) この法律に規定するもののほか、為替金の受入れ及び払渡しその他の郵便為替の取扱いに必要な事項は、省令で定める。

第二十五条第一項を次のように改める。

差出人の請求があるときは、普通為替証書を受取人に送達する。

第二十六条中「取扱」を「取扱ひ」に、「為替金の払渡を受け、又は当該普通為替証書を郵便貯金の預入金若しくは郵便振替の払込金に充てる際、当該郵便為替の受取人が、これを納付しなければならぬ」を「当該郵便為替の受取人からこれを徴収する」に改める。

第二十七条の見出し中「訂正等」を「訂正」に改め、同条中「訂正又は払渡郵便局の指定のまつ消は、郵便局が」を「訂正は」に改める。

る。

第二十八条及び第二十九条 削除

第三十条の見出し中「払渡済」を「払渡済み」に改め、同条第一項中「差出人が第八条の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、払渡郵便局において」を「差出人の請求があるときは」に改め、同条第二項中「取扱」を「取扱ひ」に改め、「郵便又は電信に関する料金を基準として」を削り、「料金を」の通信料に改める。

第三十一条第一項中「普通為替の」を削り、「郵便局において、」を「郵政省において」に、「払渡済」を「払渡済み」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項の規定による取扱ひをする場合において、郵政省の機関相互間における通知が必要となるときは、差出人は、省令で定める額の通信料を納付しなければならない。

第三十一条第三項を削る。

第三十二条の見出しを「払戻し」に改め、同条第一項中「第八条の規定により差出人が現金を差し出した郵便局において」を削り、「払いもどす」を「払い戻す」に改め、同条第二項中「普通為替証書が」を「普通為替証書を亡失した場合、普通為替証書が」に改め、「経過した後」を「既に経過している場合」に改め、「同項に規定する郵便局において」を削り、「払いもどす」を「払い戻す」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

第三十四条を次のように改める。

第三十四条(特殊取扱ひ) 郵政省は、省令で定める場合には、電信為替に関する書類を特別に速やかに到達させる方法により送達する取扱ひをする。

前項の規定による取扱ひについては、差出人は、省令で定める額の特種取扱料を納付しなければならぬ。

第三十五条第一項を次のように改める。

差出人の請求があるときは、差出人の指定する郵便局において、電信為替証書を留め置き、受取人の出頭をまつてその者に交付する。

第三十五条の二第一項中「差出人が第九条の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、郵便局において」を「差出人の請求があるときは」に改める。

第三十六条から第三十七条の二までを次のように改める。

第三十六条(為替金の払渡しに関する事項の訂正) 差出人の払渡しに関する事項の訂正の請求がある場合には、郵政省は、為替金をまだ払い渡していないときは既に受け入れた為替金の払渡しに関する事項につき必要な訂正を行った上、為替金を払い渡し、為替金を既に払い渡した後であるときはその旨を差出人に通知する。

前項の規定による取扱ひをする場合においては、第三十一条第二項の規定を準用する。

第三十七条(払渡しの停止) 差出人の払渡しの停止の請求がある場合には、郵政省は、為替金をまだ払い渡していないときは為替金の払渡しを停止し、為替金を既に払い渡した後であるときはその旨を差出人に通知する。

前項の規定に基づく払渡しの停止は、差出人の請求があるときは、これを解除する。

前二項の規定による取扱ひをする場合には、第三十一条第二項の規定を準用する。

第三十七条の二(為替金の払渡不能等の場合) 郵政省は、電信為替証書を発行しない場合において、受取人の所在不明その他の事由により為替金を払い渡すことができないとき、又は差出人の請求があり、かつ、為替金がまだ払い渡されていないときは、その為替金の額を表示する電信為替証書を発行して、これを差出人に送達する。

第三十七条の三第一項中「通信大臣」を「郵政

大臣に、「取扱」を「取扱」に改め、同条第二項中「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第三十八条第一項前段中「第二十八條及び」を削り、「第三十三條」を「第三十二條」に改め、同項後段及び同条第二項を削る。

第三十八條の二前段中、「第三十二條及び第三十三條」を「及び第三十二條」に改め、同条後段を削り、同条に次の一項を加える。

定額小為替証書を亡失した場合においては、前項において準用する第三十二條第二項の規定にかかわらず、当該定額小為替証書の有効期間内は、為替金の払戻しをしない。

(郵便振替法の一部改正)

第二条 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

郵便振替法目次

第一章 総則(第一条―第二十三條の二)

第二章 加入(第二十四條・第二十五條)

第三章 払込み、振替及び払出し

第一節 通則(第二十六條―第三十一條)

第二節 払込み(第三十二條―第三十五條)

第三節 振替(第三十六條・第三十七條)

第三節の二 振替の定期継続取扱(第三十七條の二―第三十七條の五)

第四節 払出し(第三十八條―第五十條)

第五節 払出しの簡易取扱(第五十條の二―第五十條の七)

第六節 特殊受払(第五十一條―第五十三條)

第四章 脱退及び除名(第五十四條―第五十

七条)

第五章 特殊郵便振替

第一節 公金等に関する郵便振替(第五十八條―第六十五條)

第二節 在外加入者の郵便振替(第六十六條―第七十條)

附則

第六條第二項中「条約に規定する料金をこえない範囲において」を「条約に料金の範囲が規定されているときは、その範囲内において、条約に料金の範囲が規定されていないときは、万国郵便連合の郵便振替に関する約定に規定する同種の料金を超えない範囲内において」に改める。

第九條第一項中「口座所管庁に」を「省令で定める場合を除いて、あらかじめ」に改め、「印章の下に」「一の口座につき一に限る。次項において同じ。」を加え、同条第二項中「口座所管庁に」を「あらかじめ」に改め、同条第三項を削る。

第十六條中「左の」を「次の」に、「取扱」を「取扱」に、「因り」を「より」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 払込み、振替若しくは払出しに関する書類の送達又はこれらに関する通知が遅延したとき。

第十六條第二号中「払込」を「払込み」に、「払出」を「払出し」に改め、同条第三号中「因つて」を「よつて」に改める。

第十八條を次のように改める。

第十八條(払込み、振替及び払出しの料金) 払込み、振替及び払出しの料金は、次のとおりとする。

払込みの種類	払込金額	料金額
通常払込み	千円以下の場合 千円を超え、五千円以下の場合 五千円を超え、一万円以下の場合	三十円 五十円 七十円

電信払込み	料金額
一万円を超え、五万四千以下の場合 五万四千を超え、十萬四千以下の場合 十萬四千を超え、五十萬四千以下の場合 五十萬四千を超え、百万円以下の場合 百万円を超える場合	百円 百五十円 二百円 二百五十円 三百円
千円以下の場合 千円を超え、五千円以下の場合 五千円を超え、一万円以下の場合 一万円を超え、五万四千以下の場合 五万四千を超え、十萬四千以下の場合 十萬四千を超え、五十萬四千以下の場合 五十萬四千を超え、百万円以下の場合 百万円を超える場合	百三十円 百八十円 二百三十円 三百円 四百二十円 五百五十円 六百八十円 八百二十円

振替の種類	料金額
通常振替 電信振替	十五円 百三十円

払出しの種類	払出金額	料金額
通常現金払	千円以下の場合 千円を超え、五千円以下の場合 五千円を超え、一万円以下の場合 一万円を超え、五万四千以下の場合 五万四千を超え、十萬四千以下の場合 十萬四千を超え、五十萬四千以下の場合 五十萬四千を超え、百万円以下の場合 百万円を超える場合	三十円 五十円 九十円 百三十円 百八十円 二百八十円 三百八十円 五百五十円
電信現金払	千円以下の場合 千円を超え、五千円以下の場合 五千円を超え、一万円以下の場合 一万円を超え、五万四千以下の場合 五万四千を超え、十萬四千以下の場合 十萬四千を超え、五十萬四千以下の場合 五十萬四千を超え、百万円以下の場合 百万円を超える場合	百五十円 二百円 二百九十円 三百九十円 五百十円 六百九十円 八百七十円

る。これが、この法律案を提出する理由である。

る。

第四十一条(払出しの請求の取消し) 通常現金払の請求をした加入者から払出しの請求の取消しの申出があつた場合には、郵政省は、預り金をまだ払い出していないときは払出しをせず、預り金を既に払い出した後で払出金をまだ払い渡していないときは払い出した金額を口座に戻し入れ、払出金を既に払い渡した後であるときはその旨を加入者に通知する。前項の規定による取扱いをする場合においては、第三十五条第二項の規定を準用する。第四十六条及び第四十七条を次のように改める。

第四十六条及び第四十七条 削除
「第五節 払出の簡易取扱」を「第五節 払出しの簡易取扱」に改める。
第五十条の四中「五万円」を「十万円」に改める。

第五十条の七中「第三十八条第四項」を「第三十八条第三項」に、「前三項」を「前二項」に改める。
第五十五条中「口座所管庁において、当該を「郵政省は、」に改め、「その者の指定する郵便局において」を削る。

第五十六条第二項中「口座所管庁において、当該を「郵政省は、」に改め、「郵便局(省令で定める場合には、口座所管庁の指定する郵便局)において」を削る。
第五十七条を次のように改める。

第五十七条(準用規定) 第五十五条及び前条第二項に規定する預り金残額については、第四十五条の規定を準用する。
第六十条の見出し中「払込」を「払込み」に改め、同条第一項前段中「払込」を「払込み」に、「以て」を「もつて」に改め、同項後段を削る。

第六十一条を次のように改める。
第六十一条 削除

第六十二条第一項中「払込の」を「払込みの」に、「千分の五」を「千分の三」に、「十五円」を

「二十円」に改め、「とし、即時払の料金は、三十円」を削る。
第六十三条第一項中「、第六十条及び第六十一条を「及び第六十条」に、「取扱」を「取扱」に改め、同条第二項中「、即時払の料金は、三十円」を削る。

第六十三条の二中、第六十一条を削り、「貸付」を「貸付け」に、「取扱」を「取扱」に改める。
第六十七条の見出し中「払込」を「払込み」に改め、同条中「払込」を「払込み」に改め、「、第三十二条第一項の規定にかかわらず」を削る。
附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和五十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条中郵便振替法第六条の改正規定 昭和五十六年七月一日
二 第二条の規定(郵便振替法第六条及び第十九条第四項の改正規定を除く) 昭和五十七年六月一日

三 第一条中郵便為替法第二十一条の改正規定、同法第三十二条第二項の改正規定中「普通為替証書が」を「普通為替証書を亡失した場合、普通為替証書が」に改める部分、同法第三十八条第二項を削る改正規定及び同法第三十八条の二に一項を加える改正規定 昭和六十年四月一日
(経過措置)
2 この法律の施行前に請求した代金引換の取扱ひにおける引換金に係る普通為替の料金及びこの法律の施行前に納付された郵便為替に関する料金の還付については、なお従前の例による。
3 附則第一項第二号に掲げる規定の施行前に請求した代金引換の取扱ひにおける引換金に係る郵便振替の払込みの料金及び同号に掲げる規定の施行前に納付された郵便振替に関する料金の還付については、なお従前の例による。

4 改正後の郵便振替法第三十二条、第三十六条及び第三十八条の規定により郵政省の機関相互間において電信ですることとされている通知であつて、郵政大臣が指定して公示する郵便局と口座所管庁との間におけるものについては、昭和六十年三月三十一日までの間は、電話ですることが出来る。
5 郵政大臣が指定して公示する口座所管庁が保管する口座に係る小切手払又は郵政大臣が指定して公示する郵便局を支払人とする小切手払に関する取扱ひについては、昭和六十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
6 改正後の郵便振替法第四十条第一項及び第四十一条第一項の規定は、昭和六十年三月三十一日までの間は、払出金を払い渡すべき郵便局を指定した通常現金払の請求に係るものに限り、適用する。
7 改正前の郵便振替法第六十一条、第六十三条第一項及び第六十三条の二の規定は、郵政大臣が指定して公示する口座所管庁が保管する口座に係る払出し又は郵政大臣が指定して公示する郵便局を払渡郵便局とする払出しに関する取扱ひについては、昭和六十年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。
8 郵便為替法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。
附則第三項を削る。

(日本電信電話公社法の一部改正)
9 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

理由
為替貯金業務の総合機械化の進展に伴い、電信為替の払渡し及び郵便振替の払出しの方法の簡素化、郵便振替の小切手払の方法の簡素化等郵便為替及び郵便振替サービスの改善等を図る必要がある。

昭和五十六年五月七日印刷

昭和五十六年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D